

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (20 . 4 定)			
日 時	平成 2 0 年 1 2 月 1 2 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中島委員長、山田副委員長、秋元・成田(祐)・高橋・佐藤・濱本・山口・北野 各委員		
説明員	副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、佐藤委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

千葉委員が秋元委員に、大橋委員が成田祐樹委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、林下委員が山口委員に、新谷委員が北野委員に、成田晃司委員が佐藤委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党の順といたします。

自民党。

佐藤委員

我が党の山田議員の代表質問の中から、教育問題について質問させていただきます。

あおばとプランの未実施項目の今後について

まず、現行のあおばとプランの実施状況ということで92.8パーセントという数字が出ておりましたけれども、「100パーセント実施に向けて今後取り組むべきことがあれば」ということで質問をさせていただき、「今後、不十分な項目については、各学校に対して個別に具体的な実践を指導・助言するなどをしていく」との御答弁をいただいております。

その中で、未実施が多い項目にはどのような項目があるのか、まずお答えいただきたいと思えます。

(教育) 指導室主幹

実施した学校が少ないところという項目につきましては、主なものとしては、栄養教諭の配置にかかわる部分、それからALTの効果的な活用、それとキャリア教育にかかわる指導計画の作成、改善等になっております。

佐藤委員

それでは、例えば新しいあおばとプランでは、今挙げていただいた三つの項目をやっていない学校に関してはどのような形で続けていくのか、それともリセットをしてまた一からやるのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

(教育) 指導室主幹

新しい計画につきましては、現行のあおばとプランの延長線上にあるものという押さえから、これまで取組が行われていない部分につきましても、この中で実施をしていくということになっておりまして、栄養教諭の配置につきましても、栄養教諭の数が限られているものですから、栄養教諭等ということで、そこら辺を若干拡大しながら、計画の中には盛り込んでおります。

また、ALTの効果的な活用につきましては、小学校における外国語活動等の中でも活用するとか、あと地域に住んでいる外国人の方を活用するということも含めながら進めていきたいというふうに考えております。

佐藤委員

現行のあおばとプランは3年間の実施期間ということですがけれども、その3年間で実施できなかった項目が果たして新しいあおばとプランで実施できるのかどうかという疑問があるのですけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

(教育) 指導室長

今、指導室主幹のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、例えばキャリア教育について未実施の学校が多い。これは、中学校はほとんどの学校でやっているのですが、小学校においてのキャリア教育という意識がな

かなか定着しづらくなっている。それで新しい計画においてはその辺も踏まえまして、小学校におけるキャリア教育の進め方、それから中学校におけるキャリア教育の進め方について分けて記載するなど、各学校が取り組みやすいような形で計画を立てております。

また、A L Tの活用についても、中学校ではもう当然英語で活用しているのですが、小学校における外国語活動が今後入ってきますので、今 2 人の A L Tを配置しておりますけれども、それだけでは足りませんので、地域で外国語を話せる方の活用も図っていかなくてはいけないと考えています。

そういうことで、新しい計画の中でも、現行のあおばとプランの課題として残ったものについては、取り組んでいくということで示しております。

佐藤委員

A L Tに関しては、外国語を話せる地域の方に御協力をいただきながらというお話がありましたけれども、今年度自民党の会派視察で訪問をした長崎県諫早市では、例えば大学のカリキュラムの中に組み込んでいただいて、そこで単位を取得してもらいながら大学生に講師として来てもらうとか、1 時間幾らという中で退職された方とか、今、教員のあき待ちをされている方などを講師として迎えて、A L Tを含めた外国語の講師として手伝っていただいているということがありますけれども、小樽市はそういうことも検討されているということなのでしょうか。

(教育) 指導室長

A L Tのほかには退職した教員もおりますし、外国に住まれた経験のある方もいらっしゃいますので、それぞれの地域で御協力いただける方を募っていたり、あとユネスコ協会等もありますので、そういうような団体との協力も今後図っていきたいと考えております。

佐藤委員

試行期間がありながら、英語教育に関してはこの先の実施ということになりますけれども、全校一斉に英語教育に関しては実施できるように、その辺の準備をしっかりとさせていただきたいと思えます。

学校支援ボランティアの活用について

質問を変えます。

同じく代表質問の中で学校支援ボランティアの活用についての質問をさせていただきました。その中で、「これまで以上に学校支援ボランティアを効果的に活用しながら教育活動を進めていく必要があります」という御答弁をいただきました。これまで以上に効果的に活用していくということですが、どのように連携して何をどう効果的に活用していくのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

(教育) 指導室長

現在も各学校で地域のいろいろな方の御協力を得ながら教育活動を進めています。それらの学校でかかわっているボランティアの方について、指導室のほうでも集約しておりまして、これをもっといろいろなところに広げていこうということで、学校支援ガイドという学校支援ボランティアを集めたような冊子をつくりまして、そしていろいろな関係機関との連携をもっと強めていこうということで、生涯学習課のボランティアリーダーとかアーティストバンクとかそういう部分も含めまして、各学校に配布をし、周知して活用を図っていきたいと考えております。

佐藤委員

先月の 29 日に、社会福祉協議会で小樽市福祉の学習ボランティア活動推進会議が開催されました。ちょうど指導室長が横に座っておられたので、お話を聞いておりましたけれども、その中では福祉ボランティアというものを北海道社会福祉協議会が中心となって、子供たちに当然心も含めて福祉ボランティアというものを広めていく。それとともに、家庭や地域へもボランティアについての啓発を図ることを目的とするという事業でありまして、その事業は小樽市内には 3 校の小学校、中学校を指定して、今後 3 か年で助成金もつけながら活動していくというものであります。その会議に参加させていただいて、講演の後、地域が子供たちの活動をいろいろ支えていくためには

どうしたらいいのかという討議になりました。その中ではやはり地域として学校を支えていくためには、それぞれが単体で学校を支えていくのではなくて、地域が一つになって学校を支えていかなければ、なかなか子供たちの活動も十分には機能しない、まして地域やそのほかの団体にも十分に支援をいただくことができないという話もたくさんいただきました。

そのような中で、先日、大橋議員のほうからも学校支援地域本部事業が、全道では小樽以外で実施されるというお話がありました。これに関しては、本年の第 2 回定例会で私もちょっと質問をさせていただいたのですが、その中ではこれも 3 年の時限つきということで、その後どうなるかわからないということもあり、また先日の大橋議員の御質問に対する御答弁では、既にあるボランティア関係の人たちを混乱させるわけにはいかないの、それはできませんというお話をさせていただいたと思います。その中で、学校だけではなく地域で子供たちを支えなければいけないということがこれから広まりつつある中で、この学校支援地域本部事業に関しては、来年度そういう応募があれば、できればそれも検討していきたいというお話もいただきました。

その中で、第 5 次の応募は 11 月 5 日に終わっているのですが、そういう形で、もし来年度そういう応募があればという仮定の話でもいいのですが、今これから応募するような準備なり段取りをするということはあるのでしょうか。

(教育) 生涯学習課長

学校支援地域本部事業につきましてですが、今年度については募集が終わったということでお話は聞いていたところであり、来年度に向けて、今年度応募しなかった自治体が当初は認められないというお話だったのですが、その後の情勢を確認して、来年度もし国のほうで今年度応募しなかったところも応募を受け付けるということであれば、学校支援地域本部事業を導入するに当たっての課題点などを考え、精査して応募に向けて検討していきたいと考えています。

佐藤委員

実はおととい、北海道教育委員会の地域支援室にこのことで電話をさせていただきました。すると、先ほども言いましたように、第 5 次の 11 月 5 日の応募は終わっているけれども、全国的にはまだ 4 割程度の応募にとどまっているということもあり、来年度以降も募集をする可能性があるというお話を聞きました。さらに、今年度に関しては、来年 1 月にも追加で募集をする予定であるというお話を直接お聞きしました。そのような中で、この地域本部事業に関しては、承認されてから委託されるまで約 3 か月の期間がございます。その発表があってから、申請に間に合わせるために書類をつくって申請をするということでは実は間に合わないのではないか。

今のようなお話を総合しますと、もし来年 1 月にそのようなことが実施されたときのことを考えて、ぜひ今から申請の準備をさせていただいて、4 月からはそれが承認されれば取り組めるような体制をとっていただきたいと思いますけれども、その辺に関してはいかがでしょうか。

教育部中村次長

小樽市だけが強い意志を持って学校支援地域本部事業に参加していないということがあるわけですが。その一つには、地域コーディネーター、この事業の中で一番重要な役割なのですけれども、これをなかなか民間の方にお願いすることが難しいという実態があるわけですが。北海道の場合、180 市町村中 179 市町村が応募をしていますけれども、その大多数は教育委員会職員あるいは教頭がコーディネーターを務めている、これでは本来の学校支援ボランティアにはならないわけです。ですから、ボランティアというのは、文部科学省や北海道教育委員会に言われてやるものではありませんから、地域の方々が学校を支援したいのだ。それは P T A の方が町会の方が、あるいは退職校長かわかりませんが、そういう方々がこの事業をやりたいのだという御意志が示されたら、私どもは申請の手続をしたいと思います。

佐藤委員

先日小樽市 P T A 連合会の会長とお話をしました。その中で、この事業のお話を教育委員会にしたところ、それは全くできませんというお話をされた。小樽市 P T A 連合会の会長はそれをお願いしたいという意向の下に当然お話をしたのだと思いますけれども、それをけんもほろろにそれはやっていませんからできませんというお話でした。それは、保護者や P T A のやっていただけないかという意思の表れではないかと私は思いますし、また、2 年ほど前、当時私も P T A をしておりましたけれども、P T A の働きかけで、地域パトロールボランティアを立ち上げてみてはどうかという勤めがありまして、小学校 2 校、中学校 1 校、そして地域の町会長、民生委員の方々、さまざまな方に集まっていたきまして、そういう会を立ち上げるべく二、三回会議を開きました。そこでは、ではだれがまとめてその会をトータルとしてコーディネートしていつてくれるのか。その役目をする方がなかなか見つからないで、その会はしり切れトンボになってしまったというのも現実であります。まさしく、そのコーディネーターが地域で学校を支えるという分には大変必要なのだと、私自身は実感していました。P T A、親から、地域からコーディネーターをやりますからやっってくださいではなくて、まず枠組みをつくる中で、どのようにコーディネーターをつくっていったらいいかという協議を進めていくのが、この事業を通して地域と学校とのかかわりを強くするというのではないかと思いますけれども、このことに関してはいかがでしょうか。

教育部中村次長

けんもほろろに答えたのは私でございますけれども、小樽市 P T A 連合会の活動の中で地域の教育力に関する事業、私どもでやっています地域子ども教室、これも 3 年間の委託事業で、その後、放課後子どもプランということになりまして、小樽市は放課後子どもプランにのらずに今までの土曜日の地域子ども教室をやっているわけです。このことについては市 P 連から全く協力を得られておりません。なぜかと言いますと、それは地域の子供たちの安全を守ることに市 P 連として、あるいは学校ごとの P T A としてなのかわかりませんが、責任が持てない、だから御協力できないというお話を聞いております。

ですから、そういう流れの中で、私どもは今の学校支援地域本部が開設できないと申し上げたのではなくて、そういう地域の方々を市 P 連としてコーディネーターの位置づけをして、その上で学校支援ボランティアの取組をしたいという御意志があるのであればお示し願いたい、そういうふうに申し上げております。

佐藤委員

土曜日の学校開放に関しては、小樽市 P T A 連合会自体としてそれを断ったつもりはありません。私も市 P 連に役員として入っていましたし、今ここにいる濱本委員も市 P 連の会長をされた人間であります。市 P 連にすべての学校のボランティアを何とかしてくれというのは、当然筋違いの話で、そのときには、各学校や地域の事情があるので、それぞれをお願いをしに回っていただきたいというお話をさせていただきました。その結果、教育委員会では各学校や地域を回っていただいたのだと思います。そこでどういう話をされたかは、市 P 連では集約されていなかったと思いますけれども、市 P 連がはなから土曜日の学校開放については断ったという事実は、全くないと記憶しております。ここで言った言わないは、それも何年も前の話ですから、今この二、三年の話ではないですから、そういうことで市 P 連に関しては会長からその話をされたときには断られたと、そういうふうに聞いております。そのとおりだと思います。けれども、私が先ほど個人的な 2 年前の話をしたのは、地域でつくろうと思ってできなかったという事実があるということです。それもその活動に関しては教育委員会の働きかけでつくってみてくれと、努力をしてくれと、そういう話でやったけれども、実際問題、町会長も民生委員も P T A も頑張ってたけれどもできなかったということです。何もそこで努力をしなかったということではないのです。これがすべてではないですけれども、果たして地域でどれだけの話を聞いて、どれだけそのことに関して、地域本部事業に関しては要りませんと、コーディネーターは教育委員会で作ってくださいというお話、議論をされたのかわかりませんが、その議論もしていないのだったら、まずはその議論をしていただきたいと、そのように思います。

教育部長

前段のほうで指導室長のほうからも答弁をさせていただきましたけれども、私どもも、その学校支援ボランティアというものがこれからの学校教育にとって極めて重要だという、必要だという、そういった認識というのは十分持っております。英語教育のこともありますし、御承知のとおり、武道というのが学校の正課の中に入ってくるという側面もあります。正直言って、学校の教員だけで対応しきれんかどうかという不安も持っております。ですから、そういった部分からすると、さらに支援ボランティア、地域の方々でいろいろな技能を持っている方の御協力をお願いするという場面というのは増えてくるだろうというふうには思っております。

ただ一方、それぞれの学校で、通学路の安全とか、あるいは郷土史とか、学校によっては稲作指導とか、いろいろな形で直接地域の方々をお願いをし、あるいは地域の方々からの働きかけを受けるという形で現在も支援ボランティアの活動というのは行われています。

本会議でも、教育長のほうから答弁をいたしましたのは、今、学校がそれぞれの地域の方をお願いして、御協力をいただいているという一つのスキームができています。ただ、今回のこの国の制度というのは、コーディネーターという人を 1 人立てて、その方にボランティア情報を周知して、その方が管理して、そして学校からこういう人が欲しいということをコーディネーターの人に言って、そしてコーディネーターが派遣するという、大きく言うと、そういう仕組みなのです。それで、現在もう既に取り組みされている学校のスキームといいますが、それを壊すような形であってはいけないという、それがまず一つあります。

ただ、今答弁をしましたとおり、この学校支援ボランティアを拡大していかなければならないということと、あるいは今ある学校でボランティアをやっている方が別の学校でもお手伝いできるという要素があるのかどうなのか、そういったことはやはり私どもとしては把握しなければならないだろうというふうには思っております。その意味では、指導室長のほうからもありましたけれども、交通安全とか防犯とかというだけではなくて、事業に直接支援をいただいている地域の方々がどれくらいいるのか、あるいはその方というのは、ほかの学校にも支援をしていただける態勢にあるのかどうなのか、その辺もちょっと見極めていかなければならないというふうには思っています。

ただ、いずれにしても、私も今年の文部科学省の概算要求で予算額としては倍になっているというのは承知しておりますし、今、委員のほうからもございました新年度以降の新規募集が可能だという部分も北海道教育委員会から聞いておりますので、その辺を見ながら、ただ基本的には学校支援ボランティアというものを拡大していく方法として、どういう方法が一番いいのか、学校支援地域本部事業というのは、拡大していく上にとってプラスになるのかという、その辺も見極めながら、私どもは、この事業に一切加わらないということではなくて、ボランティア拡大に資するものであれば、当然この事業を活用しながら進めていかなければならないというふうには思っております。

佐藤委員

参加をしないと言った時点からもう大分日にちがたっているわけですがけれども、その間に当然いろいろこれから検討していくという中身を既に検討されて、それでこの事業は小樽にそぐわないという結論で参加をしないと言われるのならわかるのですけれども、今言われたようなことも検討していなくて参加をしないという表明をされて、来年度以降は予算もつくかもしれないから、これからそのことに関しては検討しますというのでは遅いのです。まして、来年年明けにはその申請を受け付けるかもしれないという情報がありながら、それも逃して来年度以降にするということでは、では今までは何をしていたのですかという話になりますので、ぜひ参加する方向で事業を進めていただきたいと思います。

濱本委員

連結実質赤字比率について

それでは、財政に関して何点かお伺いしたいと思います。

平成19年度の決算において、地方財政健全化法による各種比率で連結実質赤字比率は、これはもう皆さん御承知のとおり、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、本市では16.12パーセントで早期健全化基準の16.72パーセントに対して、もうほとんどぎりぎりの状況で、言うなれば、あと0.6パーセントしかアローアンスはありませんという状況であります。

まず聞きたいのは、全会計でこの16.12パーセントの足を引っ張っているというか、超えている会計がどのぐらいあるのか、またそれはどのぐらいの金額になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

(財政) 財政課長

平成19年度決算ベースで連結実質赤字比率は16.12パーセントと出ました。この連結実質赤字比率の分母のほうなのですが、今、委員がおっしゃったように、標準財政規模となっています。分子のほうは実質赤字、それから企業会計で言えば資金不足額、それから黒字額あるいは資金剰余額というものを引いた額になっております。いわゆる赤字になっている会計でございますが、まず一般会計が12億9,700万円程度、国民健康保険事業特別会計が15億7,300万円程度、病院事業会計が35億9,400万円程度、こういう赤字の内訳になっております。ちなみに黒字になっている会計といたしましては、水道事業会計で8億2,700万円程度となっております。

濱本委員

簡単に言えば、水道事業会計だけが助けているという状態で、一般会計も国民健康保険事業特別会計も病院事業会計もいわゆるこの16.12という数字に、逆の意味で貢献をしているということだろうと思います。

それで、ちなみに平成19年度決算で考えたときに、0.6パーセントのアローアンスは、金額ベースでいくと、大体幾らぐらいになるかわかりますか。

(財政) 財政課長

1億9,000万円程度になります。

濱本委員

先般の決算特別委員会でも申しましたが、平成19年度決算でいうと、1億円という赤字で、それからいくと1億9,000万円しかアローアンスがないということは、非常に大変な状況だということだろうと思います。

そこで、もう上半期が終わりまして、小樽市のいわゆる自治体としての財政状況、普通の会社であれば、毎月決算をしている会社もある。少なくとも、第1四半期、第2四半期、上期、第3四半期、第4四半期、下期、それで通期、全期という見方をして、予算に対して実際どう動いているのか。数字が出た都度、ではここから先はどういう手だてをしようかという形になっております。そういう意味では、民間の企業はある意味、機動的に行動ができる。

残念ながら、小樽市の場合は、企業会計の場合は出てくるものもありますけれども、一般会計そのものについては出てこない。ここら辺はたぶん相当コストもかかるし、いろいろ大変な部分もあるのだろうとは思いますが、今みたいな財政状況を考えるとき、やはり収入にしても支出にしてもリアルタイムで管理をしていかないと、運営はできますが経営はできないと思うのです。今まさに求められているのは、経営をすることが求められている。そうすると、やはりこういうものがリアルタイムで出てこないことには、経営は成り立たないのではないのかというふうに思います。たぶん今日言って明日からというのは当然できないでしょうし、例えば3か月でやれとかいってもきっとできないのだろうと思うのですが、将来的な課題として、リアルタイムで検証やチェックができる、それから次の手だてが打てる、そういうシステムを構築する必要があるし、そのことを検討願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

財政部長

歳入と歳出があります。歳出のほうはこれからいろいろな仕組みをとる中で、かなりタイムリーに各部ごとの支出の命令状況というのを押さえていくことは可能だと思います。また、予算に対してある程度の執行期ごとの予測を確定することもまた可能だと思うのです。ただ、歳入のほうは、いかんせん年度末に入ってくるものがかなりのウエートを占めておりますので、それをタイムリーに押さえる、月々、四半期ごとにとというのは、これは基本的に仕組み上ちょっと難しいところがあると思います。

歳入のほうは、7月にまず一般財源の半分ぐらいを占める普通交付税が確定いたしますので、これがやはり一番大きい。ですから、最近では毎年度ですけれども、交付税の動向を見て予算を残念ながら割ったということで、緊急に今年もやりましたけれども、歳出予算の執行のほうを少し節約してくれないかと申し上げます。それが一つのタイミングだろうと思います。

あと市税のほうは、大体当初の賦課でおおむねの想像はつきますので、その辺もあまりかい離があるときは、やはり年度の途中で執行関係の制約をかけていくというふうにはなろうかと思えます。歳出のほうについては、前段申し上げましたけれども、これからの取組の中でいろいろ工夫できるものもあるかというふうには思っています。

濱本委員

一般会計に占める市税の割合も約20パーセント、例えば500億円で考えても100億円あります。これが1年間にわたってたぶん入ってくるのだらうと思います。納期ごとに分けて入ってくるものもありますし、一括で入ってくるものもあるのだらうと思うのですけれども、そうすると、例えば4期で入ってくるものであれば、4分割である程度の想定はできるのだらうと思います。それを考えると、テクニク的に相当難しいものはあるのだらうと思うのですが、そういう部分もぜひ検討してもらいたいですし、例えば市税の100億円の中には、いわゆる滞納繰越の部分もあるわけです。そうすると、年度当初に滞納繰越分の回収を幾らか予算上計上して、それが年度末に入るよりは第1四半期に入った方が間違いなくいいわけです。いわゆるキャッシュフローのためにもいいわけなので、そういう部分も管理できるものもあると思いますので、ぜひ御検討をお願いしたい。これは答弁はよろしいです。

それで、ちょっと今の話に関連して、要は赤字が1億9,000万円、例えば昨年度の決算と同じ状況になって、さらに1億9,000万円増えると、16.72パーセントになってしまうわけです。もう第3四半期も終わろうとしていますけれども、この下半期に赤字が発生しないようにするためには、支出をどう低く抑え込むか、収入をどうにかするか。収入の部分で言えば、市税の滞納繰越分の回収を当初予算に計上した額よりもたぶん多く収入する方向に持っていかなければならないのだらうと思うのですが、この下期に関してのいわゆるこれからの財政の部分に関して、先ほど歳出の執行に関してうんぬんという御答弁もございましたけれども、改めてどういう手だてを考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

(財政) 財政課長

今後の年度末に向けての関係なのですが、景気が後退しているということで、特に法人市民税などに影響が出てくるのではないかとこのように懸念をしております。

それからまた、灯油、ガソリン等はこのごろ非常に安くはなったのですが、急に安くなっただけあって、また上がるかもしれない。そういう不安定な価格動向も懸念材料であります。

あと、昨年度がそうでありますように、降雪に伴う除雪経費、こういったものも出てくる可能性があるというふうに考えています。

これに対する対応ということなのですが、歳入歳出で歳出のほうはやはり予算の効率的な執行という形で経費を節減していくしかない、というような形になると思います。

歳入のほうは委員が言われたように、税あるいは税外収入を総合的に確保していく。あるいは、まだ正式な通知は来ていませんけれども、昨年度もありました減収補てん債という国の起債制度あるいは北海道に市町村振興基金

という貸付金の制度があるのですけれども、こういったものの導入の検討や研究を進めていきたいというふうに考えています。

濱本委員

平成20年度決算が出るのは、まだ相当先ですけれども、ぜひともこの16.12パーセントが16.00か15.幾らにまでなるように、いろいろな分野で御尽力をお願いしたいというふうに思います。

そして、今の話の中で、滞納繰越分の予算計上の話をさせてもらいました。ちなみに、例えば17年度当初予算の法人市民税では、いわゆる滞納繰越分として840万円が計上されていますが、決算は1,185万2,000円、調定額が7,685万2,000円ということです。19年度でいくと、予算は1,150万円、決算が785万7,000円、調定額は6,712万6,000円という、要は調定額に対して予算計上額が少ない。これは一般会計のみならず滞納繰越分を持っているほかの会計もこういうような形をしている。要は過去の未収金総額に対して、今年度の予算計上をするときに、全額予算計上がされているわけではなくて、ある特定の部分だけが予算計上がされている。そこら辺に明確なルールがあるのかなのか。というのは、民間の会社であれば、普通は単年度の本業部分ではこういういわゆる未収金関係は計上しないわけです。どちらかという、雑損失、雑収入だとか、そういうところへ予算計上をしておいて、それでどれだけ回収してくるか。そうでなければ、売上げに対してどれだけコストがかかっているのかという本当のところが見えないから、そういうところへ入れてしまうわけなのです。当然雑収入に対して雑損失もありますから、だからその雑収入を得るために幾らコストがかかっているかというのは、それは逆に言うと、雑損失のところでは計上するときもあるわけです。それからいくと、小樽市のいわゆる会計の中において、上位二つで結構ですけれども、いわゆる滞納の予算計上で金額の大きいところ二つでいいのですけれども、そこに計上のルールみたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

(財政) 納税課長

市税につきましては、滞納繰越分の調定額というのは、前年度の未納の分も全部そのまま行くわけなのですけれども、滞納繰越分の予算の出し方につきましては、その年度の過去3年の収入率を参考にして歳入の予算を出しているのです。それで、その収入率が大体十五、六パーセント、ここ3年であれば14パーセントとかになっているものですから、最初から滞納繰越分の収入率が十四、五パーセントなものですから、今、委員がおっしゃるように調定額に対して、要は1,000万円もあるのだけれども、予算がすごく小さいのではないかというのは、収入率を使って出すということからなのです。

(医療保険) 保険収納課長

先に国民健康保険の関係についてお答えします。

国保料の収入におきましては、滞納繰越分の収入率を算出しますときの明確なルールは特にございません。ただ、私どもも過去の推移を見まして算出しますが、結果的には平成19年度と20年度の予算を作成する段階で前々年度の決算の値を採用してきております。

(財政) 税務長

ちょっと補足させていただきますけれども、収入率の平均を出してもらって予算を計上しているのですけれども、基本的に市のほうとしましては、滞納者の方と常々納付交渉などをさせていただいておりますので、年間どのくらい入るといえるのはある程度わかります。ですから、そういう平均的なものというのはそんなに極端に変わるものはありませんので、このように平均値を出して計上させていただいているというところです。

濱本委員

こんなことを言うは大変失礼なのですが、数字がある以上はその数字を達成するために努力するというのは、ある意味組織人のさがみみたいなところがあるので、あまり自重しないでたくさん予算計上をしていただいて、比率はいいのです、極端に言うと。例えば比率は75パーセントでもいいのです。額が問題なので、額が上がるように御

努力をお願いしたいというふうに思います。

定額給付金について

それから次に、市内に約21億円という定額給付金の話で、まだこれは実施時期も決まっておりませんし、未確定な部分も結構あるのだろうというふうには思いますが、少なくともいつのタイミングかは別としても、実施されることははっきりしている。

(発言する者あり)

そうですね。実施されるのです。ということで、21億円という大きな金額です。1億9,000万円で大変なことになる小樽市にとって21億円というのは大変大きな数字で、そうなったときに、この21億円が本当に本来の趣旨である小樽市内のそれぞれの家計なり、それから地域なりが温まるような環境づくりをしなければならないのだと思うのです。例えば1万2,000円いただきました、札幌に行って飲んだり食べたりしました、物を買いましたでは、小樽にとっては何のメリットもないわけです。そうなったら、一番いいのは小樽で消費をしていただくことですし、次には小樽産品を買っていただくことが一番市内の経済にとってプラスになる。そうやって考えたときに、今後、当然これは商工会議所は小樽市内でお買物をというキャンペーンをずっとやっていまして、どの程度効果が上がっているのかは別としまして、やはりそういう関連する団体と協力して、たぶんキャンペーンとかいろいろあるのだろうと思うのですが、ぜひこの21億円が市内で還流して、さらに小樽が元気になるような手だてを考えなければならぬ。例えば本当にお金があるのであれば、1万2,000円、こうやって窓口にとりに来たときに、1万3,000円の地域クーポン券を上げて、どうぞ使ってくださいと、市税に払ってもいいですよと、水道料に払ってもいいですよと、こういうやり方もたぶんできるのだろう。コストのことは別です。キャンペーンも含めて、そういう手だてを今後考えていくつもりがあるのかないのか、お聞かせいただきたいと思います。

(総務) 定額給付金準備室中野主幹

定額給付金につきましては、12月1日に準備室を立ち上げまして、当面、情報収集ですとか、庁内のスケジュール調整等を行っているところでございます。

委員からもお話がありましたとおり、市内だけで約21億円という給付額が今のところ想定されておりますので、御提案されたような数々の御意見等も参考にいたしまして、本市の経済効果が少しでも上がるように、どのような方策があるのか今後考えてみたいというふうに思っております。

濱本委員

ぜひ真剣に考えてもらいたいと思います。

(発言する者あり)

お金をかけられないから、その分知恵と汗で、これが預貯金に回っても意味がないですし、よそで消費されても本当に意味がないので、ぜひとも真剣に考えていただいて。

(発言する者あり)

不規則発言をしないでください。広報なりいろいろな媒体を使って、ぜひとも市民の皆さんに御理解をいただけるように方策を考えていただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

秋元委員

障害者へのアンケート結果について

私のほうからは、小樽市障害者計画と障害福祉計画にのっとりまして、何点か質問させていただきます。

初めに、この中に、過去にいろいろと障害者の方にアンケートをとった結果が載っておりまして、その中で興味

を引いた何点かについて質問しますけれども、初めに「福祉サービスに望むこと」という項目がございまして、ここで障害を持っている方々が何を望んでいるかという、一番多かったのは「気軽に相談できる場所を増やしてほしい」という回答だったのですが、果たしてこれは数と申しますか、場所が足りないものなのか、それとも気軽に相談ができていないのかという、どちらなのだろうという素朴な疑問がございました。

そこで、例えば過去に相談いただいた件数と、またもし差し支えなければ内容、またこの相談に対してどのような対応をされてきたのかお答えください。

(福祉)石崎主幹

小樽市障害福祉計画策定に当たってのアンケート調査の中で、気軽に相談できる場所の部分で御質問がございましたので、お答えいたします。

小樽市におきましては、障害者の方や障害児の保護者の方、これらの方を抱える家族の方などからの相談を受ける場所といたしましては、当然、市役所の障害福祉係の窓口もそうでございますけれども、そのほかに平成18年10月の障害者自立支援法の本格施行に向けまして、地域生活支援事業の中に相談支援事業という福祉事業がございまして、これによりまして、北海道の指定相談支援事業所に委託をしております。これは市内に4か所ございまして、具体的な事業所としては、和光学園を運営している社会福祉法人後志報恩会の「さぼーとひろば」、こちらは花園4丁目と和光学園が経営をしているパンショップの隣にございます。それから長橋十字街のところにある山下ビルの2階に、社会福祉法人塩谷福祉会が運営している「やすらぎ」という相談支援事業所がございます。それから、社会福祉法人北海道宏栄社は、指定相談支援事業所「あおば」を運営しております。それから、小樽四ツ葉学園の「小樽四ツ葉寮」のほうに相談支援事業所を開設しているところでございます。

平成19年度のこの4か所の相談受付件数ですけれども、延べ件数で5,526件の報告がございまして。内容的にはどんな相談内容があったのかということですが、各種福祉サービスの情報提供、施設見学をしたいというような相談、在宅や施設サービスを利用する際の申請の手続方についての相談、それから療育や教育、それから一般就労に向けての相談、そういったことでさまざまな御相談があったというふうに把握してございます。

秋元委員

5,526件の相談件数があったということで、かなり多いのかというふうには思うのですが、ここで先ほどアンケートの気軽に相談できる場所を増やしてほしいという部分では、かなり対応はできているというような受止め方ではないのでしょうか。

(福祉)石崎主幹

この4か所の相談支援事業所について、なかなか市民周知が徹底されていないというか、わかりづらい部分がございます。今年度は特に基金事業で相談支援充実強化事業といったものを実施しております。これを使いまして、現在のところ、地区民生児童委員協議会の席上におきまして、4か所ある相談支援事業所の場所、機能、そういったものの周知を図っているところであります。民生委員など、障害を抱える方々の身近な地域にいらっしゃる方にまず支援者としてこういった情報を落としていきたいということで、現在、取り組んでいるところでございます。

秋元委員

ありがとうございます。ぜひ、多くの障害を持っている方々、また御家族の方にこういう気軽に相談できる場所があるのだという周知をさらに徹底していただきたいというふうに思います。

次の質問に移りますけれども、アンケートの中で、今どこで生活しているかという問いに答えまして、自宅で生活しているという答えがございました。また、将来どこで暮らしたいのかという問いかけに対しまして、これもまた自宅という答えがかなりの割合を占めていまして、ここでいろいろ感じるのは、やはり障害を持っている方は自宅で安心して暮らせるほうが良いと考えている方が多いのだというふうに感じます。

そこで、先ほど言った障害者計画と障害福祉計画の69ページに、例えば市営住宅の戸数とか、車いす対応住宅の

戸数とか、特定目的住宅についても記載されておりますけれども、安心して暮らせるという部分では、こういう整備も重要な部分ではないかというふうに思いますけれども、将来にわたって、現在の特定目的住宅の戸数とか、例えば車いす対応の住宅数は、この調査をしているときよりも増えたのかどうなのか、また将来どのように増やしていくのかという計画が、もしありましたらお答えください。

(福祉) 地域福祉課長

現在、市営住宅の管理戸数は3,600戸で、そのうち993戸が特定目的住宅となっており、その中の16戸が車いす対応住宅となっております。

(建設) 建築住宅課長

車いす対応住宅を含めました将来の整備の方向性ということで答弁をいたしますが、おおむね特定目的住宅の3割で、その住宅を目指しています。車いす対応型への整備の方向性ですけれども、来年度の建替え事業でオタモイ3号棟を建設予定で、現在設計中ですが、健常者の方も身体障害者の方も住むことができるユニバーサルデザインを導入する形で、今、設計を進めていますので、車いす専用にするかユニバーサルデザインの形で対応が可能なのか、今のところ調整しながら進めているところでございます。

秋元委員

私どものところにも特定目的住宅に入りたいとか、車いす対応住宅に入りたいという相談が非常に多いのですが、やはりまだまだ対応しきれないというのが現状だというふうに思いますし、車いす対応住宅が平成18年の13戸から3戸増えたということですが、ぜひこれからを考えていく上で、今ある市営住宅は非常に段差が高かったりとか、やはりエレベーターのないものが多いというふうに思っていますので、この辺も考慮しながら、ぜひ障害者の方が安心して暮らせるよう考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それに住宅という部分に関連して、実は北海道の障害者保健福祉課から障害者自立支援基盤整備方針というのが出ておりまして、要するに20年度中に工事を完了して、おおむね21年10月1日までに新体系による事業を開始するものを対象としておりますけれども、グループホームとかケアホームの改修に北海道として予算を用意しているという通知がありまして、12項目ほどこれに該当するような例がございますけれども、実際、小樽市で自宅を改修したいとか、例えばグループホーム、ケアホームから改築、改修をしたいというような相談などがもしありましたら、この件数、また利用状況とか、12項目あるこの基本方針のどの部分に該当するのかという部分を押さえていましたらお答えください。

また、この冊子を見ますと、市独自の融資制度もあるというふうに書かれていまして、まず、この制度の説明と利用状況をお聞かせください。

(福祉) 石崎主幹

今、委員がおっしゃられた障害者自立支援基盤整備事業につきましては、障害者自立支援法の円滑な移行促進又は激変緩和等に対する事業者の財政軽減というようなことで、施設整備にかかわる補助事業ですけれども、今おっしゃった部分では、ケアホームとグループホームの整備事業については、後志支庁が直接窓口になっておりまして、事業者の方はそちらへ申請するわけですけれども、伺ったところ、平成19年度の協議はなかったし、今年度についても、もう締め切りましたが、なかったというお話でございます。

それから、この事業を通しての住宅改修ではないのですが、小樽市における融資制度と申しましうか、給付事業なのですが、地域生活支援事業の住宅改修費給付事業といったものがありまして、これは障害者の方、又は障害のある子供の住宅内部の移動などを円滑にするための用具を置く小規模な住宅改修に対する給付事業といったものがあります。内容的には家の中ですから、手すりをつけたり段差を改修したり、ドアを引き戸にかえたり、それから洋式便座にしたり、特殊便器にするというような軽微な小さい工事であります。これにつきましては、基準額がございまして、その1割負担をしていただく形になっております。これは平成19年度2件、20年度1

件、いずれも住宅内部の一部改修といったところでございます。

秋元委員

非常に相談件数が少ないというふうに思いました。北海道の基盤整備方針も実際どのように周知されているのかわかりませんが、これは後志支庁に相談するような形になっているという御答弁でしたけれども、小樽市としては一切周知の部分ではかかわっていないということでもいいですか。

（福祉）石崎主幹

北海道のほうではホームページにも載せてございますけれども、事業者あてに直接通知を出しているという状況でございます、私どものほうでそういった御相談を受けたことはございませんでした。

秋元委員

先ほど言ったこの基盤整備方針の共通事項の整理の必要性という部分で、市町村の障害福祉計画に適切に位置づけられていることであって、要するに市町村と相談するようという部分があったのですけれども、わかりました。そういう意味では、市としてこういう政策もあるという部分もしっかりとらえながら、先ほどお話ししたときにはなかなか知らないというか、こういうものがあるというようなことがわからなかったというお話もありましたけれども、ぜひ前もって北海道にも、後志支庁にも連絡して、こういう通知を市のほうにももらえるような働きかけも、ぜひしていただきたいというふうに思います。

手すりや段差、ドアの修理という部分で市の給付事業があるということで、平成19年度2件、20年度1件で3件というお話でしたけれども、これはどうなのでしょう。今後自宅に住んでいきたいという方がたくさんいるという割には、非常に少ない相談件数なのかというふうに思いますけれども、この辺の周知もぜひこれからしっかりとやっていただきたいというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

福祉部長

今お話のありました給付事業の利用件数でありますけれども、障害者の方のうち、大体3分の2以上が高齢者の方です。御承知のように、介護保険でも手すりをつけるなどの住宅改修ができますので、これは推測ですが、高齢の障害者の方は、可能性としては介護保険でやっているという方もいらっしゃると思いますので、件数が十分かどうかというのはなかなか難しいのですけれども、そういう状況もあるということは感じております。

今回は特に急な事業だったものですから、周知という部分で不十分な面もあったと思いますけれども、今後、継続事業については周知を図りたいというふうに考えております。

秋元委員

ぜひよろしく願いいたします。

次に、またちょっと視点を変えて、ボランティア活動への支援という項目がございまして、実際さまざまなボランティア活動があるというふうに思いますけれども、私は障害者の支援に関してのボランティア活動ということでお話しをさせていただきます。ボランティア活動への支援という項目の施策の基本的方向性という部分で、「ボランティア団体による自主的・主体的な活動が福祉の向上に必要な不可欠であり、ボランティア活動を積極的にできるよう条件整備に努めます」というふうにございまして、実際この条件というのはどのような条件のことを言っているのかお答えください。

（福祉）石崎主幹

ボランティア団体による自主的・主体的な活動、これはそれぞれの会の趣旨目的といいたいまいしょうか、やりたいことを掲げているものもあるかとは思いますが、ひとくくりには言えないかとは思いますが、いずれにいたしましても、このボランティアをサークルでも団体としてやっていく上では、資金的な問題であるとか、活動する上での拠点的な場所であるとか、また情報なども必要になってくるのではないかとこのように思いますけれども、そういった中で、不足しているような事柄に対して環境整備をするというような考えだというふうに思っております。

秋元委員

わかりました。ちょっと進めまして、具体的な施策という部分では、関係団体との連携という項目がございます。それで、ボランティア団体も多数ございますし、また個人でボランティア活動をされている方も多数いるかというふうに思いますけれども、こういう関係団体との連携をすることによって、まずこの目的がどのような目的で連携をしていくのか、また、連携をすることによっての効果をどのようにとらえているのか、この連携をする目的と効果についてお聞かせください。

(福祉) 石崎主幹

具体的な施策というふうに掲げているわけなのですが、あれこれというふうな説明はちょっとできかねるのですが、先ほど説明しました相談支援事業、こういった事業所を一つ知らせるのであっても、行政だけで一つずつ知らせて歩くというようなことは不可能だというふうに思っております。そういった中では、さまざまな力というか、マンパワー的なものをいただかなければ、行政一本ではさまざまな障害者に対する福祉サービスも生きてはいかない。そしてまた、制度があれば、では十分かという、決してそうでもなくて、そのはざまに陥るような小さなサービスをつないでいくという必要がありますので、そういった意味では、市と連携して社会福祉協議会であるとか、ボランティア活動推進協議会、それからまた地域におられる町会役員の方ですとか、民生児童委員の方ですとか、一般住民の方も含めてですけれども、そうした方々と連携することによって、本来果たすべき行政の目的といいますか、障害福祉の充実向上に結びついていくというふうに考えております。

その効果ですけれども、具体的に成果指標といいたしましうか、どれだけやって70パーセント、80パーセント到達しているというような評価はできておりませんが、いずれにいたしましても、小さなことから大きなことまでこういった連携を持っておくことによって、有事のときなどはスムーズに動いていくということが、ひとつ大きな効果になるのではないかと考えております。

秋元委員

わかりました。連携をして市がそのパイプ役となって各団体、各個人としっかり連携をとり合う中で、より一層福祉に対して、いいものにしていきたいという考え方はわかりました。その中でボランティア活動の支援という部分がございます、側面的な支援に努めていきますということなのですが、このボランティアの自主的活動に対しての側面的な支援というのは、どのようなことを言うのか、また、現在まで活動する中で、その効果をどのように認めているのか、効果があったという認識でいるのかをお答えください。

(福祉) 石崎主幹

自主的活動の側面的な支援ということで、ボランティア団体等に対する支援ですけれども、先ほど条件整備のところでも少し答弁をいたしましたけれども、やはりスムーズな活動ができるように支えることだというふうに思っております。それは、資金援助ということで運営費の一部補助という助成金を出したり、それからさまざまな情報をスムーズに流すなど、そういうようなことはたくさんあるというふうに思っております。

その効果についてですけれども、いずれにしても受け取る側の問題でもありますので、十分というふうには思っていないのかもしれませんが、今後ともできる限り、市としての支援はしていきたいというふうに考えております。

秋元委員

このボランティア活動の重要な部分に、ボランティアの育成に努めていきますというふうに言っております。その件なのですが、ボランティアの育成に関しまして、さまざまな養成講座等を行っているというふうに思います。まずたくさんある養成講座なのですが、この冊子の89ページには行っていくべき養成講座の回数とか種類が記載されておまして、この参加人数と受講後のその方々の活動内容などが、もしわかれば教えていただきたいと思っております。

(福祉) 石崎主幹

主な事業で答弁をいたしますけれども、障害者の社会参加促進事業ということで、ボランティアの養成講座を実施しております。身体障害者福祉協会であるとか社会福祉協議会、それから、ろうあ協会などに委託をして実施している部分でございますけれども、初めに手話奉仕員養成事業ですけれども、これは入門、それから基礎講座と2講座ございまして、平成18年度は50回開催し、43名の受講がございました。それから、19年度につきましては、同じく50回開催し、参加者が36名でございます。19年度の36名中31名につきましては、ある一定のラインに到達したということで、修了証を出してございます。この方々のうち、必ずではないのですけれども、小樽市が実施しております手話通訳者派遣事業、こちらのほうの登録手話通訳者となってくるというような流れになっておりまして、19年度末で、登録人数が25名というふうになっております。

それから、要約筆記奉仕員養成事業についてですけれども、18年度は6回開催し、6名の方が受講されております。19年度は8回開催して、10名の方が受講されております。19年度につきましては、10名のうち6名の方が修了されております。なお、この方々のうち、同じく登録の要約筆記奉仕員ということでなっていく部分でございますけれども、19年度末、要約筆記奉仕員の登録となっておりますのは9名でございます。

それから、点訳奉仕員養成事業につきましては、18年度で20回開催し、7名の方が受講し、うち修了が6名です。

それから19年度については、録音図書奉仕員養成事業、これは年度で毎年交代でやるものですから、19年度だけなのですけれども、20回開催し12名の方が受講し、10名の方が修了しております。この方々はそれぞれ朗読友の会などであるとか点字のほうの登録の方になって活躍されているというふうになっております。

秋元委員

これまでも小樽市として、また職員の方も、障害者の方の支援に向けていろいろと御苦勞をされてきたというふうに感じます。

子供用車いすの寄附について

その中で1点ちょっと残念なことがございまして、その件を一番お話しさせていただきかけたのですが、先日いろいろな角度で障害者の方を支援されている方が、マスコミでも紹介されていましたが、小樽市に車いすを寄附したいというお話を、双方のやりとりなんでしょうけれども、そのときの対応に非常に憤慨をされておりました。小樽市の福祉に対する考え方はどういうものなのだろうという御質問をいただきました。今ちょっと細かく聞かせていただきまして、小樽市としてさまざまな努力をされてきたという部分は非常によくわかるのですが、対応される方が市民の方にとっては即小樽市だというふうに思いますし、対応に関しましても十分注意をしていかなければいけないというふうには思うのですけれども、実際車いすの寄附はされたのですか。また、そのときのやりとりと申しますか、言った言わないの話になるのでしょうかけれども、どのような申入れだったのか、教えていただけますか。

(福祉) 地域福祉課長

ちょっと経過を書いた紙を持ってきませんでしたけれども、私のところにたぶん10月か、11月にかけてだと思いますけれども、この方は高齢者の集まりの杜のつどいの会員でありまして、その杜のつどいの会長からこういう話があるといった中で、その方の連絡先等をお聞きしておりました。当然、新聞に出たように、リングブルを集められて、子供用の車いすを市に寄附をしたいということでお話を聞きまして、市として寄附を受けた場合に、どこで使われるのが一番いい方法なのかということで、福祉部には施設もありますので、まず私もいろいろと検討をした後で総務部、教育委員会、保健所、病院など、いろいろなセクションに話して一番いい利用方法はないかということで検討しました。そもそも子供用の車いすというのは、子供も成長するものですから、通常施設の利用者というのは、福祉サービスの中で自分の体にフィットした車いすをお持ちで通われている方々が多いといったこともありまして、最終的にニーズがあるとすれば急にけがをされたとか、そういった方に対して貸す形になるのかというよ

うなこともありました。いろいろなセクションに聞きまして、最終的に福祉部には高齢者や障害者の方への貸出し用の車いすが20台ほどあるのですが、そのうちの一つとして、子供用の貸出し用の車いすとしての利用、もう一つは小樽病院の来院者用の車いすとしての利用、この二つがあるのではないかということで、寄附を申し出てくれた方にそういった経過も話して、私としては誠意を持ってこういったことの話をしていただいたつもりでございます。

そういった中で、寄附を申し出てくれた方からすれば、せっかく苦勞をして集めたリングブルでの車いすですから、何とか利用頻度の高い形での活用を希望されて、それではちょっと市に寄附をするということはやめたいというのがお話の経過で、施設での利用という話もありましたので、民間の福祉施設になりますけれども、私から働きかけましようかという話もさせていただきましたけれども、いや私がやりますということで、市への寄附はなくなったということでもあります。

結果として、寄附をしようとした方のお気持ちを害してしまったということに対しては、私も反省しておりますし、今後の市役所の接遇に生かしたいと考えております。

秋元委員

この方というのは、いろいろな施設に寄附をされていまして、そもそもなぜこの小樽市に寄附をするのかという原点が、自分の子供が障害を持っていて、いろいろ小樽市にお世話になったので、小樽市に何かしたいということでもいただいた話だというふうに御本人から伺っておりますけれども、言葉のやりとりで行き違いがあったのかもしれませんが、こういうボランティアの育成に努めていくという小樽市の姿勢と、言葉の行き違いがあったにしろ、一市民にそういう思いをさせて、その方が言うには要らないというふうに受け止めているのです。要するに小樽市としては余っている。ましてや、電話で対応された方は、必要としている方は補助金も出ていますし、どうなのですかねと。また、子供用の車いすは1台幾らするのですかという話をされたということで、非常に怒っておりました。私もその場にいたわけではないですけれども、本当にこれがこれからいろいろな意味で障害者のボランティア活動、ボランティアに携わる人を育成していこうという姿勢なのかというふうに思いますし、非常にがっかりしました。また、その方も今新しい寄附先を探しているかというふうに思います。先ほど聞きましたら、何回もお会いしている方だということでしたけれども、どうして電話ではなくて会ってお話を聞かせてくださいというようなことができなかつたのかというふうに思うのですけれども、その辺はどうして電話だけで済ませてしまったのですか。

(福祉)地域福祉課長

毎日のように市役所に来られている方だということでお聞きして、私としてもお会いして話しましょうという形で初めは話していましたけれども、こういう経過をいろいろと話した中で、私との方が市役所に来る曜日と時間がちょっとうまくとれなかつたということもありますけれども、何度か話しているうちに今みたいな経過も話して、それではいいですというお話になったものですから、どうして会わなかつたのかと言われるれば、そういうやりとりの経過の中でそうなったとしか私としては言いようがありません。

秋元委員

その話の中で、だれがいいのですかという話をされたということです。だれがいいのですかというのは、要するに市長がいいですか、部長がいいですか、それとも私でもいいのですかというような話でしたと。要するに、その方は善意で寄附をしたいということで、新聞に載ろうが載るまいが、だれが受取の窓口になろうが関係ないわけで、非常にどういつもりなのだというふうに言っておりますけれども、毎回こういう対応をされるのですか。例えば寄附をされるという方に関しましては、だれがいいのですかと。市長がいいですか、副市長がいいですか、部長がいいのですかという、そういう対応なのでしょうが

(福祉) 地域福祉課長

以前、私は秘書課長もやっております、そのだれがいいですかというのは、まず寄附を受けるとなったときに、最大限誠意を示して、私は市長が受けるべきだということで考えており、これまでもなるべく市長が受けるという、セレモニーと言ったらおかしいのですけれども、寄附を受けるということの行為に対してそういうセッティングをしようと思ってきておりました。今回の件についても、そういう意味で、なるべく市長が受けたいという話の中で、いなければ副市長、そうでなければ福祉部長という話の中で、当然最初は市に寄附をしたいということから始まっていますので、1 回のやりとりではないですから、そういった中でなるべく私としては、そういうこれまでの経過も踏まえてやりとりをしたつもりでございます。

秋元委員

つもりでは非常に困るのです。本当にそういう方の気持ちを無駄にしているというか、害しているというか、ましてや受ける側の市がそれはセッティングすることであって、その人にだれがいいですかと聞くこと自体が私はどうなのかというふうに思います。本当にありがたいと思えば、市長に何とかそこに出席していただくという配慮は、市側の姿勢なのではないですか。それをその方にだれがいいですかと聞くこと自体、私は失礼ではないかというふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

(福祉) 地域福祉課長

だれがいいですかと聞いたつもりは私にはございません。先ほど言ったように、あらかじめ市長が受けたいということでの話をしましたけれども、なかなかスケジュールの中で100パーセント市長が受けられるということではございません。そういった中で、副市長なり福祉部長なりという形で、これまでも寄附を受ける形の中では、そういうふうに段階的な対応をさせていただいたと思っております。

秋元委員

言ったとか言わないとかという話になりますから、これ以上言いませんけれども、ただやはりそういう方の気持ちを最大限に受け止められるような、福祉ですから、福祉ですからね。こちら側の思いでその人たちの心を台なしにするようなことのないように、最大限受け止められるような広い気持ちでぜひ対応していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

福祉部長

今やりとりを聞いておりましたけれども、基本的に私どもは寄附を受けることもいろいろな場面でございます、先ほど地域福祉課長が答弁をしましたように、そのときにいろいろな一連の流れを考えまして、受けるのはだれがいいかとかということも考えながら対応させていただいております。

基本的に私が聞いている範囲では、対応は間違っていないとも思うのですが、聞く方によってはその受け取り方が違う場合もありますし、いろいろな誤解もお話しの中では、特に電話ですので、電話になった経緯も聞きましてけれども、そういったこともございますので、お互いに誤解もあるのではないかなというような気がいたします。もう後戻りはできませんけれども、こういったケースは年に何回かございますので、いい意味で教訓にしまして、そういった御厚志に対して誤解を受けることのないようなことを考えながら対応させていただきたいというふうに思っております。

高橋委員

財政健全化計画の中の歳入増加対策について

私のほうは、財政部にお聞きしたいと思います。

財政健全化計画の中の歳入増加対策(1)から(3)があったわけですが、予算に対しての今の状況を教えてくださいたいと思います。

(財政) 中田主幹

一つ目の入湯税課税免除規定の見直しについては、今まだ検討中ですので、予算には反映されてございません。

二つ目の使用料・手数料の改定につきましては、平成21年度に約3,000万円ということで、計画上は見てございましたけれども、今定例会に使用料・手数料の改定の関係を出ささせていただいておりますけれども、一般会計で言うと2,200万円、そして産業廃棄物の企業会計で約800万円ということで、合わせて3,000万円なのですが、一般会計だけで見ますと3,000万円の予定に対して2,200万円という状況になってございます。

それと、三つ目のその他歳入の確保で広告料収入につきましては、最近ですと800万円前後の収入を予算計上してございまして、大体そのぐらいの収入を確保してございます。

それと、駐車場使用料の有料化につきましても、昨年第2回定例会のときから予算計上をさせていただいておりまして、大体見込みどおりの収入になってございます。

それと、遊休等資産の売却につきましては、20年度予算で不動産売払収入で約6,000万円を見てございまして、20年度は大体予定したものを売ってございますので、このぐらいの確保はできるかというふうには考えております。

高橋委員

旧商工会館の跡地についてはどうでしたか。

(財政) 契約管財課長

旧商工会館の跡地でございますけれども、本年10月に入札を実施いたしました。新聞報道等で御存じかと思っておりますけれども、不調に終わっております。ただ、その後、市内それから札幌の会社など、現在のところ5社ぐらいから、今度いつ入札があるのかといったような内容の問い合わせも来ていますし、実際にその現地に行かれた企業もございまして、私どもとしては年度内にもう一度この入札を実施したいというふうには考えております。

高橋委員

先ほども議論がありましたけれども、入りの部分で不足分が約2億3,000万円でしたでしょうか、なかなか埋まる要素のない厳しい状況だというのは前にも伺いました。年度末までの入りのプラス要素とマイナス要素をどういうふうに財政部では考えているのか、教えていただきたいと思っております。

財政部長

先ほど財政課長のほうからも説明をさせていただきましたけれども、入りのほうは、一つは減収補てん債なり、その対象額が出てくるかどうかはちょっとわかりませんが、あるいは北海道の振興基金といたしまして、貸付金ですけれども、いわゆるこういう借金とございますが、そういうものでさらに借り入れる余地がないのかということとは、現実問題として考えていかなければならないというふうには考えております。

それから、出のほうにつきましては、交付税が減額になった折に、もう既に説明をいたしましたとおり、庁内にも何とか予算の節約に向けて協力してほしいという通知を出しまして、本格的な降雪期はこれからですので、除雪費の問題は別にいたしましても、既定経費の節約という形で何とかねん出するという積み重ねしかないのかという気がしております。

高橋委員

わかりました。この辺の議論は、また具体的にさせていただきたいと思っております。

それで歳入増加対策(1)の入湯税課税免除規定の見直しということで、ここ数年なかなか進展しないという状況にあるかと思っております。基本的なことをちょっと確認したいのですが、課税免除規定というのは具体的にはどういう内容なのか、市税条例にあったかと思っておりますけれども、内容について教えてください。

(財政) 市民税課長

入湯税の課税免除規定ですが、委員が御指摘のとおり、小樽市税条例の第123条に規定されております。5項目決めておりまして、一つ目は年齢満15歳未満の者、それから二つ目が共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者、三つ

目としまして小樽簡易保険加入者ホームの冬期入所者で鉱泉浴場に入湯する者、四つ目が小学校及び中学校における修学旅行中の引率者及び随伴者、五つ目が利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者、それらの者に対して入湯税を課さないということにしております。

高橋委員

この対策で見直すというのは、この5項目の何を見直すということで考えているのでしょうか。

(財政)市民税課長

一つには、5番目に言いました利用料金が1,000円以下の施設の鉱泉浴場に入湯する者ということで、現状では日帰りの利用客がこの部分に該当するのかというふうに考えております。それからもう一点は、現在、年齢15歳未満の者という規定もございまして、こちらを12歳未満の者ということでの考え方も示しております。

高橋委員

各都市でも小樽と似たようなこういう課税免除規定があるかと思うのですが、この見直しについて今言った項目が他都市ではどのような状況なのか、押さえていましたら教えてください。

(財政)市民税課長

ちょっと今資料を持ってきていませんけれども、道内で1,000円以下といいますか、利用料金によって免除規定を持っているところというのは、帯広市、北見市、紋別市、小樽市の4市というふうに聞いております。また、道外で大きな温泉施設がある地域としては、静岡県伊東市というふうに聞いてございます。

高橋委員

道内の小樽市以外の3市ではどういう状況なのでしょう。押さえていましたら教えてください。

(財政)市民税課長

大変申しわけありません。現在、資料をちょっと手元に持っておりませんので、後ほど報告したいと思います。

高橋委員

規定の見直しについて、他の3市ではどういう状況なのかというのを聞いたかったのです。見直そうとしているのか、見直そうしていないのか、その辺を教えてください。

(財政)税務長

私が入湯税の課税免除規定の見直しを説明したときの課長でありまして、その当時に調べたところなのですが、帯広市、北見市、紋別市につきましては、基本的に入湯客がそもそも少ない箇所であって、逆に言うと、いっぱい入っていただきたいということがあって、そういう規定を設けている部分がありますので、その当時では改正するようなことは聞いておりませんでした。

高橋委員

それで、ここ数年、協議をされてきていると思うのですが、なかなかその協議がうまくいかないのは、それはどのような内容なのか、再度教えていただきたいと思います。

(財政)税務長

何度も答弁をしておりますけれども、やはり当初に提案をさせていただいた内容につきましては御理解をいただいているところがあります。それと、入湯税は目的税でございますので、その用途についてもある一定程度理解はいただいているところがございますけれども、主に日帰り客を専門に扱っている業者にしましては、入湯税を課税するということは、即利用料金にプラスされる、転嫁されるというようなことで受け止められてしましまして、その部分でいきますと、オープンした当時よりも年々利用客が減ってきている中で、さらに利用客の減につながるということでありまして、そういう部分ではちょっと難しいということがあります。また、それを利用者といいますか、事業者で負担するということを考えますと、またその当時は、ちょうど5年前ですが、石油製品が一気に上がってきた時期でもありまして、そういう部分からいっても利益が少なくなってきた、ねん出しがた

いということがありまして、なかなかそういう意味では理解をしていただけなかったということがありまして、今年も特別徴収義務者のほうにも実地調査に行っておりますけれども、また日帰り客の事業者とも何度か話をさせていただいているのですけれども、さらに厳しい状況になって、このままではなかなか転嫁できないというようなお話をされておりますので、何度も申しわけないのですが、今後も市とのことも含めまして、粘り強く話し合いを続けてまいりたいとは思っています。

高橋委員

ちょっとしつこいですがけれども、では今年事業者の方と何回会って、どういう話をされたのかというのを具体的に教えてもらえますか。

(財政) 税務長

特定業者になってしまいますから、ちょっと難しいのですが、状況としては変わっておりませんので、昨年、私が税務長になりましたから 2 回ほど話をさせてもらっていますし、今年もいろいろな関係で事業者が庁舎に来て庁内で顔を合わせるときに、二、三度話をさせていただきまして、これは答弁をしたとおり、まだ継続中ということもありますので、今後ともよろしく願いますというようなことでは話をさせていただいております。

高橋委員

もう少し本当は具体的に聞きたいのですが、話し合いの中で、例えば設定する金額を段階的に上げていくとか、何年間という期間を設けて協議をしていくとか、そういう具体的な話、中身には入っているのでしょうか。

(財政) 税務長

段階的なことについてですが、入湯税は現行の条例上、日帰りの入湯客一人につき100円となっておりますので、当初は100円で提案をさせていただきました。けれども、やはり一気に100円というのは負担増になるということで、段階的にできないかということがありました。10円とか、20円とか、30円とか、そういう部分のお話がありました。ただ、そういうものを段階的にやっていきますと、例えば今年と来年は20円、再来年は50円とかと段階的にやるということになったとしても、それもまた利用者としては受け入れがたい部分があるので、何とか折半といいますか、中間をとって50円程度はどうかということもありまして、最終的には今のところ50円ということで話をさせていただいているところであります。

高橋委員

いずれにしても、歳入増加対策(1) は、あくまでも消えないで粘り強くやっていくというところからよろしいですか。

(財政) 税務長

やはり皆様方の合意を得られなければ、私どもとしても議会のほうに提案をすることができませんので、そのような状況となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

高橋委員

わかりました。よろしく願います。

朝里川温泉について

次に、朝里川温泉についてです。昭和62年以降、4回にわたってというか、4本、温泉の井戸を掘っているわけですが、その年度と事業費をそれぞれ教えてください。

(産業港湾) 観光振興室藤井主幹

朝里川温泉の給湯施設の主な整備計画ということでございますが、昭和62年にまず1号井を掘削しまして、約5,000万円を支出しております。その後、平成6年に2号井ということで、これはかんぼの宿に近いところなのですが、約9,600万円を支出してございます。その後、1号井、2号井だけではちょっと足りないということで、13年に3号井ということで、経費は約6,400万円かかりました。しかし、思うように湯量の確保ができないということで、

こちらのほうは断念せざるを得ないということでした。その後、14年度から15年度の2か年度にかけて、土木現業所の真向かいあたりになるのですが、新1号井を掘削して約6,500万円を支出しております。以上、現在使っている井戸は、かんぼの宿側にある2号井と、土木現業所の向かいにある新1号井の2か所になります。

高橋委員

温泉の使用料ですけれども、調べましたら、10年間しかさかのぼっていないのですが、ずっと単価250円ということになっております。これについては今回の使用料改定のテーブルにはのらなかったように聞いていますけれども、この金額はいつからで、なぜ250円に決めたのか、教えてください。

(産業港湾) 観光振興室藤井主幹

1立方メートル当たり250円という単価は平成7年8月1日からで、それ以前は200円でした。それで、改定の理由でございますけれども、先ほども答弁しましたが、平成6年に掘削した2号井で約9,600万円かかってございますので、そういう部分を賄うといいますが、そういうような意味合いで、これまでの施設の減価償却や維持管理の部分とかを足しまして、それと予定の推定使用量で割ったという形の中で、1立方メートル当たり250円という単価が出たということになってございます。

高橋委員

あと教えてほしいのは、資金基金積立金というのがあります。これが大きい要素かというふうに思いますので、この目的と内容と現在の残高を教えてください。

(産業港湾) 観光振興室藤井主幹

朝里川温泉整備資金基金という名称でございます。こちらのほうは、先ほども触れていました入湯税を原資にございまして、以前はその70パーセントを積み立てておりましたが、平成19年度からは入湯税の50パーセントを積み立てており、例えば大きい井戸の掘削だとか、給湯管の延長だとか、いろいろな工事がありますので、そちらの財源として使っているという仕組みになってございます。また、19年度末の残高は、5,600万円になってございます。

高橋委員

それでちょっと心配なのは、1立方メートル当たり250円という単価で大丈夫なのかということと、それから今後、温泉の井戸が枯渇しないのかということです。この辺についてはどのように考えておりますか。

(産業港湾) 観光振興室藤井主幹

まず、温泉の使用料は、平成10年から見ましても乱高下というのですか、大きく増えたり減ったりということではなくて、直近でいきますと、19年度も1,000万円、18年度も1,000万円台ということで、大体このようになっております。使用量的にもそういう形になってございますし、しかも20年度は若干それよりは使う量がやや下降気味ということになってございますので、今の温泉の供給量の中では十分なのかとは思ってございます。ただ、さらに景気が悪くなってきて、ホテルの建設とかというのは今のところ見通し的には難しいのですが、今後5年、10年の中では、そういうホテルとか、温泉を大量に使う施設が出てくれば、新しく温泉を掘らざるを得ないという状況になってしまう可能性がないわけではないとは思ってございますけれども、今のところそういう状況はなかなか考えづらい状況でございますので、このような中で、推移を見ながらということ考えてございます。

高橋委員

お願いが1点あります。朝里川温泉の今までの経緯の資料をぜひいただきたいと思います。それと、できれば温泉の井戸に関する掘削した費用等の内訳も教えていただきたいと思います。急ぎませんので、年内でもいいですし、年が明けても結構です。ぜひいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(産業港湾) 観光振興室藤井主幹

直近というのですか、最近の資料であればある程度あると思うのですが、昭和62年度ぐらいになると、どの程度

の内訳が出てくるかというのはちょっと探してみなければわからないと思うのですが、できるだけ委員の趣旨に沿うような形で提示させていただきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時45分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

せっかく今日財政の質問をやっていただいて、濱本委員のほうから細かく質問されて、大変危機的な状況だということが笑い事でもなしに、もう絶体絶命のがけっ縁のピンチ、早期健全化団体ですから、まだ財政再生団体というところまではいきませんけれども、そうなるよりはやはり相当厳しい状況になると思いますので、ぜひとも税の収納対策を強化するということは必要でしょうけれども、そういう努力はこれまでも財産の差押えも含めて一生懸命やっておられることは、議会でも承知しております。

国に対し物言う気構えについて

それで、とにかく自治体の努力には限界があるということは先日の一般質問でも申し上げて、いわゆる交付税をもうこれ以上削られたら、来年度の予算が立たないような状況になっていると私は思っています、少なくとも国のほうに地方から全国市長会を通して要望されているとは思いますが、これだけ基本的には国の形が地方の経済構造も含めて変わったわけですから、税の体系とか権限も含めてですけれども、分権論議というのはやられていますけれども、なかなか具体的にないところがありまして、やはり地方から具体的にどこをどう直すべきなのか、税の体系も含めてです。例えば、消費税が一番大きな問題だと思えますけれども、国と地方がとる比率も含めて細かい、補助金の問題も申し上げましたけれども、やはり改革について地方から具体的に上げていかないと、国のほうもいつまでも変わらないでしょう。そういう意味で、具体的に作業チームをつくって、国のほうに物を言っていけないとやれないと思います。まず、一番先にその点について、気構えでもいいですけども、せっかく今日は総務部長も出席していらっしゃいますから、この辺でお話をいただいてから質問に入ります。

総務部長

財政問題については、いろいろな角度でいろいろなことをやっています。ただ、それ以外の分野といいますが、今だと、例えば税の関係や、医療保険部ではいろいろな制度改正とかがあったり、それ以外ではいろいろな補助金や、あるいは経済絡みも含めて、いろいろな部分で実はやっていることに対する疑問というか、あるいはもっと言うと、我々としてはこうしてほしいとかという声はやはり常に打合せの中で出てきています。前に比べると、圧倒的にそういうことが増えてきています。それは、我々も当然いろいろな場面で声を発していますし、小樽市長は、一番声を出している市長だと私は思っていますけれども、首長の立場で市長が特に市長会を通じて、国のいろいろな場面でも声を上げたりしておりますので、そういうチームがすぐできるのかどうかは別として、打合せ等もやっていますので、御趣旨は十分わかりました。

山口委員

よろしく申し上げます。

税の収納対策について

税の収納対策ですけれども、この間私は、税の滞納について多重債務の問題と絡めてずっと申し上げてきたわけです。本年第 2 回定例会の代表質問でもやらせていただきましたけれども、その後も私は新聞を注視しているのですけれども、道内の長沼町とか札幌市でも、税の滞納者で、しかもいわゆる多重債務者である本人にかわって行政のほうで貸金業者に対して過払い金の返還を求めて訴訟をおこすという例が 2 例あったものですから、再度そのことについてお話を申し上げたいと思っています。

例を挙げて申しますと、本年第 2 回定例会の代表質問でやらせていただいた例の方は、裁判になりまして、4 社から債務があり、総計で約 200 万円を切るような金額だったのです。結局、大手 3 社分の過払い金が解決しまして、最終的に債務はゼロになり、過払い金が 260 万円も返ってきております。残りの 1 社はまだ係争中です。これはあまり取れないでしょうと言われておりますけれども、大した金額の借入れでなくてもそれだけになっているのです。それで、今消費者センターが窓口になっているのですけれども、弁護士のところまでお連れして書類も整理をして持っていくということをやらないと効果は上がらないということを申し上げておりますが、私が存じている限り、小樽市はそういう体制にはなっていないのです。その担当部署がどこになっているかが一番問題なのだと思います。生活安全課のほうで私が例を挙げて申し上げた体制から変わっているのであれば、対策をとられているのならおっしゃっていただきたいと思うのです。少なくとも、生活安全課に行けば、消費者センターのほうに窓口がありますから行ってくださいと言うのです。消費者センターに行くと、いろいろな書類やパンフレットが置いてありまして、最終的に弁護士のほうに行ってくださいと言うだけなのです。これは今まで何度も例を挙げて私は申し上げましたけれども、奄美市職員の禧久係長という方が一生懸命で、この方はその場で電話をして即弁護士につなぐのです。そこまでやらないと、解決はできないのです。それをやれば、次から次へと客を連れてくるというのです。弁護士も商売ですから、今インターネットやテレビで宣伝までやっています。なぜやるかといったら、それだけ商売になるからです。それで、あとは要するに消費者金融業者も今は銀行が背後についていますから、きちんと支払うのです。手続きは簡単なのです。要するに取引明細が古ければ古いほどいいのです。開示請求をかけたら、どこまで取引があるのか一発で出しますから。前に申し上げましたけれども、今、利息制限法を超えて貸し付けた金利は戻るのです。これは判決が出ています。それで今まで貸しているのです。新規の人は別です。今でも 29.2 パーセントの金利で支払っているのです。その人は過払い金を今でもずっと支払っているわけですが、それは取り戻せるのです。100 万円とは言いません、50 万円でもいいのですが、大体 5 年の取引があれば債務がゼロになると、弁護士ははっきりと言います。インターネットで調べても必ずそう書いてあります。それだけでも違うのではないですか。ほとんどの方は税を滞納しています。生活保護を受給している方もいらっしゃいますけれども、そういう方々がこれだけ不景気のときに過払い金が戻れば物も買うでしょう。滞納しているのは税金だけではないのです。例えば、保育料とか病院の診察費や入院費もあるのです。給食費もあるかもしれません。すべて滞納して基本的に取立てが一番厳しいところにお金を支払っているわけです。だから、税も含めてこれだけ滞納があるわけです、先ほど言えば多くて 3 割でしたか。毎年 2 割ぐらいですか、滞納分を支払っていただいているのは、その効率を上げることのほうが財政にとっては非常に大きいことになるのではないですか。これはだれも損をしませんから。こんなことを言ったら怒られるけれども、税金を払っていない銀行だけが損をするのです。私は一般質問でも言いましたけれども、銀行、要するに上場企業の半分は、税金を支払っていないのです。皆さんはきちんと源泉徴収をされているけれども、そういうふうになってしまっているわけです。だから、要するに、ある意味では取れるところから取るというのが一番いいわけですから、だれにも迷惑がかからない取り方というのはこういうことなのですから、体制を組んでいただけると思うのです。

それで質問に行きますけれども、私が提起をさせていただいて、その後どういう対応をされたのか、どこがお話をされるか知りませんが、まず改善されたとか新たなことをやったとかということがあれば、ここで御報告をいた

だきたいと思います。

(財政) 納税課長

納税の関係につきましては、本年第 2 回定例会でお話が出まして、それまでも納税交渉の中で多重債務というお話はやはり出てきましたけれども、確かにそういう関係では昔からはあったのでしょうかけれども、積極的な取組というのはしていなかったもので、第 2 回定例会を契機に、やはり自殺者まで出ているという委員のお話もありましたので、まずは安定を図らなければいけないのではないのかということで、もう少し納税課としても積極的に取り組まないとだめだと感じまして、納税課で課内研修というのをやりました。10月22日に消費者センターで主に多重債務を扱っているという相談員の方を講師に招きまして、その折りに1時間程度でしたけれども、多重債務について研修をしまして、その中で相談員の方も、自分も昔はやっていなかったけれども、今やるようになって、多重債務というのは絶対解決しますという力強いお言葉をいただきまして、そしてどうしたらいいのだろうという中では、とにかく私のところに相談に来るように言ってください、絶対何とかしますということで、それでこれについては納税課の職員も聞いていますので、そういう中では納税課でもそういう話があるときには、名前を言ってもいいということでしたので、まず消費者センターの、その相談員のほうにも行ってくださいと。その中で行くときには、いつから借りたという書類が2種類くらいありますので、もし来られた場合はそれを渡して記入してから行くと話も早いし、例えばそれがまとまれば、弁護士への相談も30分の無料で済みますので、そういうことはやるようにはしています。そういうこともやっている中で、やはり今年の2月に納税課でも、そういう相談というか滞納交渉の中で、そのときはサービスセンターに行ってとにかくお話をしなさい。それでなければ差押えになるのですという中で、その本人が行きまして、その後、弁護士のところまで行って、10月に過払い金を請求して、完納になったという事例はあります。ですから、私たちも、まず市民生活の安定を図る上ではわかったときに、そのように解決するという具体例がありますので、今までとは違ってもっと積極的に行ったほうが絶対いいということは、自信を持って言えるようにはなっているのかとは思っています。

山口委員

今、課長が御答弁をされたように、本当に私も実際に体験をしましたが、弁護士への相談で無料になるのは30分ですけれども、何社に債務があって、何年ぐらい取引があるかといういわゆる取引明細さえあれば、簡単ですね。それから、基本的には最初に幾ら借りたのかといたら、すごい少額なのです。それがどんどん積み上がって行って、最終的に一定の金額になっているわけです。本当に我々がインターネットでちょっと調べてみただけでも、手続が簡単だとすぐわかります。それで弁護士のところに行くと、すぐ受任できるかどうかの判断をして、電話でその取引をしている消費者金融のほうに電話をかけた上で、「これは私が受任しましたから」ということで、もうすぐ代理人になっていただけます。それから今度は開示請求です。今までどういうふうな取引があったのか全部開示請求をかけますから、それで裁判にするかどうか、いわゆるおとなしく開示請求を受けて、取引の解除をして、それから利息を全部計算し直して、基本的には過払い金はこれだけだから、支払ってくださいと。すぐ支払えば、裁判をしないでそれで解決するのですけれども、大体は裁判になるようです。でも、裁判になっても消費者金融のほうは基本的にもう勝ち目はありません。要するに開示請求を渋っているだけです。私の依頼者の例で言えば、30年の取引があったのですけれども、30年間の開示請求はしていただけなかったようです。基本的に10年ぐらい昔のものをたまたま持っていちゃったものですから、それで大体計算をして、先ほど申し上げたような金額を過払い金として取り戻した。ですから、弁護士のところというのは、普通の人には敷居が高いのです。30分で済むわけがないという話もあるし、結局、お金がないわけですから、弁護士料を支払うお金まではありませんということです。だから、そこをやはり丁寧に説明をして、弁護士とつないで、安心していただくということが一番大事なことだと思うのです。これは今納税課のほうでたまたまそういうふうな話になって、一つの解決をされたのですけれども、全庁を挙げて税金を支払っていただくようお願いをするときにも、あと未収金を支払っていただ

くようをお願いをするときにもいろいろな部署があるわけですから、そのときにお聞きすればいいと思います。これは任意ですけれども、そのときに今お話ししたような事例があれば、必ず弁護士につなげるような体制を全庁的にどのようにするかということが大事だと思います。これは生活安全課と今の納税課だけの話ではないのです。全庁を挙げてその対策チームをつくってやるかどうかだけなのです。私は愛知県一宮市の事例もお話しました。私たちも会派視察で一宮市に行く予定です。一宮市は新たに窓口をつくったのです。そこが専門に相談を受けて、すぐ弁護士につなぐ体制になっているそうです。

だから、もうそういう時期ではないですか、今の財政状況から見れば、もう市民にも負担をかけられない。職員の給与もある意味ではもう 2 割カットになっているわけですから、皆さんローンも抱えていらっしゃるわけだし、子供もまだ大学に通っていらっしゃる方が多いわけでしょう。もうこれ以上の負担はかけられないのではないのですか。使用料及び手数料にしても、今回提案もされていますけれども、もうどこから取るのですか。入湯税の話もありましたけれども、この不景気では難しいです。灯油も少しは安くなりましたけれども、50円といっても、結局業者がかぶることになります。だから、そういうできる対策をなぜ全庁を挙げてやらないのか、各原部原課だけに任せておくのかということが私は問題だというふうに思っているのです。今日は市長も副市長もいらっしゃいませんので、やはり総務部長になってしまいますけれども、政策的にやるということを決断されて、1 回庁内でチームをつくって検討されるべきだと思います。これは、だれも損をしないと私は何度も言っているのです。大して手間はかかりません。1 人いればいいのです、やれますよ。それから、私は小樽の弁護士と話をしますが、小樽の弁護士は、どういうわけかこのことについてはあまり熱心ではないのです。札幌弁護士会は本当に一生懸命やっています。彼らも商売なのです。弁護士にも食べていけない弁護士がいっぱいいるのです。私は倶知安町の話をしました。1 人の弁護士によって、3 年で 6 億円の過払い金を取り戻したのです。私は小樽は潜在的にいたら 40 億円、50 億円あると思います。この中で 1 割でもいいではないですか。4 億円の増収になるのです。このような荒い計算ではだめかも知れませんが、そこは悠長にしていることではないと思いますが、どうですか、総務部長。

総務部長

本年第 2 回定例会の代表質問以来、予算特別委員会でも何回かこのお話があったのは承知しておりまして、多重債務で悩む市民というのは、潜在的にかなりいらっしゃると思うので、その方々の悩みの解消あるいは一時的な弁護士への橋渡しというのですが、そういうことからすると、消費者センターという一つの相談窓口をいかに充実させてやっていくかというのは一義的にやはりやらなければならないというのが一つです。

今お話のあったのは、たまたま今納税課でいい例といいますか話がありまして、ですから、ある意味では税だとか市全体の中でお金を集めるというか、そういう作業に絡む仕事をしている職員が市民と接して、今言ったような事例が出たときに、実は相談を受けられるような知識を持ってどこかにつなぐということなのだろうと思います。ですから、専任の職員 1 人がいつも座っているということではなくて、まずはそういう周知だとか職員の間での知識を持ちながらつなぐ仕組みみたいなのを考えるべきなのかなというのはありますので、少し勉強をさせていただいて、形をつくるようなことも考えていきますので、少し時間をかしていただければと思います。

山口委員

何度も言いますが、こういう重要な問題というのを、消費者センターに任せておくわけには私はいかないと思います。消費者センターというのは、基本的には制度としてありますけれども、要するに予算というのは物すごく少額です。現に吉田さんという方は 10 年以上のベテランですが、ベテランの方は 1 人しかいらっしゃらないのです。いわゆるセンター長と 2 人です。ほとんどもうつらいからやめていかれるので、新人の方とか 2 年ぐらいの方ばかりなのです。こういう方々はもう多岐にわたる相談を勉強をしながらやっていかなければいけないものから、もう大変だとおっしゃるわけです。週に 2 日勤務で報酬も 1 日 5,000 円です。しかし、2 日だけやればいいのかということではなく、書類整理もあるのです。結局抱え込んでしまうわけです、話を聞けば。だから、私は振

り込め詐欺のようなものは消費者センターにお任せをして、多重債務については、市がいわゆる滞納を整理するという意味で重要な政策の一つですから、市がきちんとやられたらいいという意味で申し上げたのです。これの御答弁は要りません。ぜひ体制を組まれるようによろしくお願ひしたいと思います。

国道393号望洋道路について

次に移りますけれども、要するに短期的にはそういうことです。私は長期の方針については、ずっと戦略的にいろいろ申し上げているわけです。来年は大変です。特に観光が落ち込みます。もう旅行になんか行っている場合ではないという状況になっていますから。まして北海道になんかと。東京の人は近辺で済ましてしまいますから。だから、アジアの人もそうです。ウォンの話をしました。今は半分の価値です。アジアも勢いがあったのですが、来年になったらどんと落ちます。今年からそういう傾向が出ているというように心配しています。こういうときこそ、今やるべきことは次の戦略なのです。今は投資がとまっているのです。観光というのは次から次へと新しいものを生み出していかなかったら、魅力というはずっと持続していきません。

それからもう一つは、小樽のイメージというのが今せつかくできたわけですから、横道にそれないで常にそれを磨いていくということが一番大事なのです。それで、民間も含め、次に投資される場所はどこなのかを見定めて、そこに重点を絞ってやっていくということです。それは体系的にずっと今市のほうでも整理をされているところがあります。中心市街地活性化基本計画でも、旧手宮線だと言っています。市長部局のほうでも文学館、美術館と旧手宮線との一体化を何とかしたいとおっしゃっています。沿線が基本的には民間の投資が入ってくるのではないかと。

もう一つは臨港線だと私は申し上げているわけです。臨港線は6車線で、あれだけ人が通っているところに6車線も通っているということは、観光にとって絶対マイナスだから、あの倉庫群というのはいつか投資が入りましたけれども、倒産をしたり撤退をしたわけですから。北運河もそうです。あそこが幹線道路でなければいいのです。だから、望洋道路と私は言っているわけです。赤井川道路が今年の9月に開通したのです。俱知安町までの短縮になるわけです。産業幹線にもなります。これはバイパス機能を持っているのではないですか。国道の交通量は当然これから減っていきます。きちんと調査をしてくださいと今私は申し上げているのです。市のほうも、さきおとしぐらいいましたか、望洋道路の改良については要望を上げるようになりました。赤井川村や仁木町などは国に対してもう要望を上げていました。小樽市も今要望はしておりますけれども、望洋線の改良は当然必要だと思います。この冬は大変だと思います。明治から俱知安町に抜ける、どこを通るかといったら、望洋台のあの曲がりくねったとんでもない坂道を行かなければならないわけですから。あのままにしておいていいのかということです。当然どういう形にしる、もう具体的にはどこかをトンネルにするとかという改良が必要です。そういうことを地域で一定の設計をして、国に上げる必要があるのではないですか。これは道道ですよ。いずれ国道とつながれば国道と国道ですから国道になります。けれども、これは小樽市にあるわけですから、市のほうから要望を上げるわけです。市のほうからどういふふうにしたらいいのかという腹案ぐらい持っているべきではないですか。この辺の経過について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

(総務)新幹線・高速道路推進室主幹

国道393号の望洋道路につきましては、委員もおっしゃいますとおり、これまで天神十字街から毛無山に向かった部分のところ非常に坂道や急カーブも多いということで、新たなルートにつきましては、検討してくださいということで要望を上げております。ただ、今のところ小樽開発建設部の道路課のほうの考え方といたしましては、北海道横断自動車道ですとか新幹線の整備状況、その他いろいろな状況を考えながら、あと交通量とか交通需要、交通事故などの状況もすべて勘案して必要性について検討していきたいというような回答を得ているところでございます。

山口委員

私はなぜこういうことを申し上げるかという、先ほどの続きで言いますと、臨港線が今6車線で、交通量で言うと、一番多いところで3万5,000台、いわゆる浅草橋街園のところで3万台だという調査になっています。これが1万8,000台ぐらいに減れば、4車線道路で済むということです。そういう事例が北海道にあるということを聞いていますので、そうすると1車線分の両側に緑地帯などを設ければパーキングエリアもつくれますし、そうすると、ある意味では先ほどどこに投資が入るかというターゲットが、臨港線の沿線に向かうということになるのです。臨港線が基本的にはある意味ではそういう投資が入れば、出抜小路にも入るし、それから基本的にはメーンのいわゆる旧銀行街、色内通のほうまで投資が入っていくということになっていくわけです。そうすると、まち全体がある意味では堺町といわゆるサブの部分です、ここから言えば、小樽のまちでいったらメーンの部分ではないのです。そこが今中心になっているわけですが、今度はまちの中心部がメーンになる観光の拠点になるということなのです。そういう戦略的なことを含んでいますから、私はこのことにこだわるわけです。

さらにもう一つ申し上げますと、仁木町から赤井川村に入るところにある冷水峠は道路改良をやったばかりなのです。それで今、さらにトンネルをどこにつなぐのですか。結局、余市町の人が倶知安町に行くにはこちらを回っていかということでしょう。あれは何の意味もないのです。でも、あれは北海道でやっているのです。小樽は何をやっているのだという話です、私からすると、こちらのほうが先ではないのかと。まして、札幌市から倶知安町に行く物流幹線に位置づけられている道が改良もされないまま、そのままほうっておくのか。まだ議論の最中なのかということなのです。私は道路特定財源の無駄な道路の排除については、もう強硬に申し上げておりますけれども、これこそが必要な道路ではないですか。自治体の命運にかかわる道路です。もう少し一生懸命働きかけをしてほしい。

(総務)新幹線・高速道路推進室長

今、委員がおっしゃるように、やはり道路というのは高速道路、一般国道、それから道道、そういった形の中でネットワークが形成されているわけですから、我々の主張も含めて、今おっしゃられるような形の中で各町村、みずからの必要性を図りながら、一致団結してやってございますので、どこの道路が要るとか要らないとかという話の中で整理をすることなく、必要な道路、ネットワークを形成するというところで頑張っていきたいというふうに考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

山口委員

高規格幹線道路というのは小樽にとってそんなにメリットがあると私は思いません。札幌間は重要です。しかし、1,076億円もかけてやる道路かと私は思います。優先度からいったら、私は今望洋線のほうがはるかに小樽にとっては戦略的に今申し上げた意味で大きいということを認識していただきながら、要望していただきたい。これの御答弁は要りません。

駅前交差点のスクランブル化について

今、小樽駅前第3ビル周辺地区市街地再開発事業がようやく完成しようとしております。歩道橋も撤去されました。これは小樽にとっては非常に重要な事業だ、お金もかけました。私は経済効果から言いますと、この不景気なときに駅前テナントとして入っていただきます。これはもうほとんど成約されているということですから、安心しておりますけれども、長崎屋も歩道橋がとれたら、歩道橋に面していた部分のテナント3件については、テナント料を下げないといけませんから、これはデメリットになります。しかし、それものでいただいたわけです。私は、ずっと要望をしていますけれども、なぜあそこがスクランブルにされないのか。されて当たり前だと思います。だれも困らない。渋滞が起きるという話もありますけれども、それはへ理屈です。札幌でもやっています。小樽でも一番問題なところ、3差路で歩車分離をやっているのではないですか。そこができるのであれば、何で国道ができないのかと思います。

もう一つは、先ほど言ったように、幹線の件です。交通量は減ります。絶対強く要望してほしいです。公安委員会がどうのこうのではないのです。我々のまちなのですから、権限を持っているところに強く働きかけて、ぜひ実現に向けて要望をしていただきたいと思います。

(建設)まちづくり推進課長

駅前交差点のスクランブル化ということでございますけれども、これについては歩行者と車が分離されるわけですから、歩行者にとってはより安全であるという非常にメリットはあるというふうに感じていますし、それは委員とは同じ意見だというふうに考えてございます。

ただ、この問題については今までにも何回も御指摘もあって、我々もいろいろな関係者と協議を進めていますし、先日も意見交換をしてきましたけれども、やはり後志圏と道央圏を結ぶ国道5号という幹線なものですから、信号のサイクルが2サイクルから3サイクルになることで、待ち時間が増加するということになり、国道5号なり中央通の車両の渋滞というようなことが懸念されるというような御指摘もあって、今すぐ要望するということにはなかなかならないのかというふうに思っています。

山口委員

結局そういうことになって動かないのです。これはやはり意思です。自分たちのまちをどういうまちにするのかという、まして観光都市ですよ。要するに、歩車共存が基本なのです。車を通して全然経済効果が上がらないことははっきりしているのです。国道の商店街を見ればわかるではないですか。小樽の商店街で一番多いシャッター通りというのは国道5号沿いで、都通りではないのです。いかに人を回遊させるかということなのです。まち中のいわゆる例えば私は緑の景観といいます。それから、基本的には歩車共存なのです。歩行者中心と言ってもいいです。歩ける道路、楽しんで歩けるまち並みです。これをやらなかったら、滞在型観光なんて絶対に実現しません、共存でトータルにやらないと。だから、ぜひ積極的に要望をしていただきたいと思いますと申し上げているわけです。

もう一つは、これ今景気対策ですから、先ほど申し上げたように、来年冒頭にもう選挙になるかわかりませんが、いずれにしても、要するに景気の浮揚が最大の眼目ですから、多少財政比率を緩めてもお金を出して来る可能性はあります。そのときに何を要望するかです。私は歩道橋の撤去というのは、お金はかからないし地元業者でもできるわけです。それも含めて、例えば高雄ビルのところを横断歩道にしてしまっても、別に全く問題はないでしょう。あれだって要望をすればいいと思います。私が前から申し上げている、道道の富岡の社会保険事務所の前にある歩道橋です。何であんなところに歩道橋があるのか。経費の問題もあります。今これから冬になるとロードヒーティングを全部かけなければならないから、それは北海道の話だし、国の話だから関係ないかわかりませんが、要するに基本的にはもうバリアフリーの時代なのですから、まち中の歩道橋は撤去して当たり前なのです。それは国道の一番幹線でそれこそ必要などころはあります。それだってバリアフリー化をこれからしなければいけないわけです。どれを残してどれをとるのかという取捨選択は、全国でもう始まっているわけです。北海道はちょっと消極的だと思いますけれども、小樽はまだ一つもとれていないです。そういうことも含めて、我々のまちづくりには歩道橋というのはもう要らないのだと。まちは理念を持ってそれを粘り強く要望していくということが必要ではないですか。スクランブルもそうです。それから、歩道橋の問題もそうだと思います。なかなかそういうことも具体的に進んでいかないわけです。歩道橋については、今までどういうふうな交渉経過なのですか。その辺のことをもし今報告をしていただければ、お願いしたいと思います。

(建設)まちづくり推進室長

歩道橋の関係でございますけれども、今非常に問題とされてきたところは高雄ビルのところと、それと委員がおっしゃっていました富岡のちょうど社会保険事務所のあたりということでございます。高雄ビルのところの歩道橋ですが、いろいろ交差点の形状だとか信号の形状もあって、横断歩道がないという状況がある。

それともう一つは、今話題になりました駅前との関係もあって、駅前のスクランブルという問題が提起されてい

ることと考え合わせると、大きな範囲の中でやはり交通のあり方等の検討は必要だろうというふうに思っています。なかなか着手していないのではないかとちょっと御不満もありましたけれども、そういうことではなくて、今、駅前も含めて、あり方というものを検討しようということで、駅前の交通量の調査も先般行ったり、あるいは駐車場の調査等を行っていますので、わずかというふうに見えるかもしれませんが、そういう意味では我々ではできるところから今着手をして、駅前のあり方等とその中でのスクランブル等とのあり方も検討していこうというふうに思っています。そういった中で、浅草の横断歩道橋の問題も当然その中での検討にはなってくるかというふうに思います。

あと、市内にあるほかの歩道橋の関係ですけれども、これはつくったときの目的等が非常にあると思いますので、これは一概に全部をとれという議論ではなくて、個別の例えば富岡の社会保険事務所の前であれば、どういう状況なのか、地域の方々あるいは学校の方々等の求め、要望とかも含めて、これは個別にやはり対応すべき課題というふうに思っていますので、決して歩道橋をほうっているわけではなくて、そういった地域の実情等を把握しながら、個別にその部分に対応していこうというふうには考えています。

山口委員

歩道橋について、私はどれも全部撤去をしろと言っているのではないのです。例えば、もとの菊地整形外科のところの緑歩道橋も、基本的には、あの地域の方はもう要らないと言っているのです。あと富岡の歩道橋ですが稲穂小学校も、あそこは通学路になっていないのですよ、歩道橋を通れとは指導していないのです。ただ、放課後に子供が通る場合はありますと言われているだけなのです。そんなことは前からわかっているわけです。同じことをずっと繰り返しているわけです。問題は撤去したいのか、したくないのかです。なぜ撤去するのかということの理屈づけです。そこが明確になって戦略的に私たちは撤去したいというふうになっていないから、そういうふうな議論にずっとなっていくわけです。私は、まちづくりの観点から、まちづくり推進室に聞いているわけです。そこをきちんと理念として、我々のまちはこうするのだということがいっぱい書かれているわけですから、そうでしょう。だから、歩車共存の件も今実験的にいろいろおやりになっているわけですよ。富岡だけではなくて、今度別なところもおやりになると建設部長もお話をされていましたが、住宅街には車を入れるなどということでしょう。少なくとも、歩行者と車は対等の関係で道路づくりをしましょうということでしょう。これだけ申し上げて、御答弁は要りません。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

成田（祐）委員

ふるさと納税について

先ほど山口委員も税収のことについて触れていたのですが、本市も本当に住民税等がもうこれ以上増える見込みがなく、そしてまた職員の皆さんも給与削減、ボーナスカットで、これ以上パイを小さくして果たしていいのかという部分の考えがあります。やはりどうしても増やすという部分のほうに目を向けなければというふうに思うので、その部分についてふるさと納税についてお伺いしたいと思うのですが、まず本市においては、他都市よりも好調だというふうに伝えられていますが、改めて本市の実績の報告をいま一度お願いします。

（建設）まちづくり推進課長

ふるさと納税のうち、寄附条例に関して答弁をさせていただきたいと思います。

昨日現在で市内にお住まいの方からは22名、道内の方から27名、道外の方から94名、合計143名の方から3,000万円弱の御寄附の申込みがあったという実績状況になってございます。

成田(祐)委員

道内他都市について報道等ではいろいろやっていたけれども、これはたぶん小樽が断トツで非常に多いのです。例えば道内の他の自治体では、寄附をしていただいた方には肉やらメロンやら何か物をつけるなどということをやっている自治体もありますけれども、小樽に関しては特に大したものはありませんが差し上げていないのですか。

(建設)まちづくり推進課長

今回は条例名を「小樽ファンが支える」という、あえて小樽ファンということを書いている事情もございまして、それで、特産物で寄附を多く募るとことは今回の寄附条例の趣旨には反するだろうということで、高価なものは特段考えてはいませんけれども、今、市が所有している、例えば総合博物館とか、文学館、美術館ですとか、そういう市の施設の入館券等の送付については、今、関係各部と協議をしているという状況でございます。

成田(祐)委員

私も特に何か用意するというわけではなくて、それで十分だとは思っています。逆にある意味そういった景品を持たなくても、2,900万円もの寄附が集まるというポテンシャルがやはり非常に高いというふうに思うのです。

そのような中で、中にはふるさと納税制度は知ってはいるけれども、実際に自分にとって得なのか、実際得も何もないのですけれども、支払うのがただ小樽になるというだけで、一部が。結局そういう部分で、仕組みを知らなかったり、制度そのものに対して面倒だというような方々もきつといっぱいいらっしゃると思うのです。まだまだこの部分についてはお金を引っ張り出せるのではないかというふうに考えているのです。

その中で、例えば小樽出身の著名人の方、芸能人の方とか、中にはお金を非常にたくさん持っていらっしゃる方、所得の高い方もいらっしゃると思うので、そういった方に直接そういったふるさと納税の呼びかけ等を行ったりしているということはあるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

著名人といいますが、特に芸能人等の著名人に対して、特定の個人に対してのふるさと納税ということについては、呼びかけというようなことは行ってございませんけれども、例えば東京小樽会や関西小樽会が開催されるときですとか、又は小樽商科大学とか、北海道薬科大学とか、小樽潮陵高校とかの同窓会組織が全道、全国にございますので、そういうときの総会の開催ですとか、同窓会誌の送付のときには、市のほうからPRのパンフレットを同封させていただくということで、そういう形で広く周知を図るといことと、市長みずからいろいろな場所でもかなり寄附条例についてPRをしていただいておりますので、そういうことも含めて、各方面に対してこの条例の周知が図られているというふうに考えてございます。

成田(祐)委員

結局、同窓会等を通じた活動をされているということですが、やはり著名人の方に、中にはそういったところにまだなかなか参加できないようなお忙しい方等もいると思うので、特に1通ずつ個人的に送っていただいて、それでもししたら大阪府の例ではないですけども、爆笑問題の太田氏と田中氏が1,000万円ずつ寄附したと、そういったような実績が、本当にそういう働きかけをするだけで、もししたらかなり大きな金額が集まるのではないかという期待もあるわけです。例えば小樽潮陵高校とおっしゃいましたけれども、タレントの加藤浩次氏は、朝の番組等でたくさん活躍されて、本人はよく小樽に関してすごく好きだということにおっしゃっている部分もあるので、それで納めてくださいというのも、ファンレターのあて先に送るか、どこに送るかはちょっとあるかと思うのですが、そういった働きかけを1通ずつでも送っていただくだけで、少しは効果があるのではないかというふうに思います。東京都知事の石原慎太郎氏も小樽出身です。このことに一番反対されている方ですけども、いろいろな方がいらっしゃいますので、できるだけ、その辺をしていただきたいというふうに思います。

もう一点、ふるさと納税についてお伺いしたいことがあるのですが、本市にふるさと納税をした方が来年、再来年となったときに、最初のときはそのふるさと納税がブームになった、ちょっと話題になったから納めたけれども、

翌年以降、面倒だから納めなくなるということも考えられると思うのです。せっかく一度納めていただいたものなので、また来年以降も継続してできれば納めていただきたいのですが、そのために何か新しくさらにまたお願いしますとあるとか、そういった継続的な告知、そしてそういった手続に関する便宜を図ったりということをする予定はあるのでしょうか。

(建設)まちづくり推進課長

今、寄附をしていただいた方に対しましては、市長みずからサインをして、礼状を送ってございます。その際、ふるさと納税制度の税の優遇制度についてのお知らせを同封しています。また、今後、寄附金を支出した場合には、こういう形で使ったというようなことも市のホームページで広く知らせるとか、また委員からお話があったように、寄附をしやすい仕組みですとか手段についても研究して、今後とも来年以降、リピーターが増えると、そういう工夫をしたいというふうに考えてございます。

成田(祐)委員

今おっしゃったように、どういうことに使ったかという実績がやはり非常に気になるところだと思うので、そういった写真を一緒に添付するだけでも、やはり納めた方にとっては、ああ、なるほどこんなによくなったのだということがわかりやすくなると思うので、そういった部分に関する費用というのは、いただく部分に比べると本当に大したかからないと思うので、ぜひ積極的に行っていただきたいというふうに思います。

小中学生の携帯電話の所持及びネット利用について

次に、小中学校の携帯電話の所持及びネット利用に関してお伺いしたいと思います。

大阪府等、他の都市でも非常に話題になっておりますが、本市の小中学校における携帯電話の持込み等取扱いは、今どのように行われているのか、報告のほうをお願いいたします。

(教育)指導室主幹

各学校における携帯電話の持込み等についてなのですが、基本的には不要物は持ってこないということになっておりますので、必要のない場合は持ってこない。必要があって持ってきた場合については、朝の段階で担任に預けて、帰りにまた返してもらうというような対応をしております。

成田(祐)委員

今、大阪府の橋下知事が一番話題になっておりますけれども、中には親の中には、防犯のためだというような部分をおっしゃっている方もいらっしゃいます。その防犯機能でサイレンが鳴ったり、ここ1年以内に販売された携帯電話はほとんどGPSがついているのです。非常に精度が高くて、ほぼ誤差1メートルから2メートルぐらいなのです。だから、仮に誰かがどこかに飲みに行っても、どこのあの店とわかるぐらいまでデータが出てしまうのです。逆にそういったものを使って親が学校帰りのそういった通学途中のことを心配されるというような面もあると思うので、ただ自分自身は持っていくのは反対なのですが、その辺についてはどういうふうにお考えなのですか。

(教育)指導室主幹

委員のおっしゃったとおり、子供が携帯電話を所持することについては、保護者の方からいろいろな御意見ございます。今委員が言われたような御意見もたくさんありまして、またその一方、要らないのではないかとというような意見もありまして、学校で保護者といろいろ連携しながら、学校の方針や保護者の意見等を踏まえながら、対応しているというような現状です。

成田(祐)委員

携帯電話もどんどん進化していくので、ふだん皆さんが使っている携帯電話のほかに、やはり電話会社も顧客を増やすために、子供用の携帯電話というか、防犯機能をもっと高くした携帯電話を出す可能性が非常に高いと思うのです。そういったときに、学校に携帯電話を持ってきて教員に隠れてゲームとかをやる、今非常に多機能になっ

てきて、テレビゲームと間違えるくらいきれいなものもあるので、そういった部分をしっかりと、防犯機能があるものは学校には持ってきてもいいけれども、そこでまず授業中等は教員に一度預ける等の今後の対策が必要になってくると思うので、ぜひその辺を考えていただきたいというふうに思います。

今後はそういったアンケート等を含めた何か調査というのは考えておられますか。

(教育) 指導室主幹

小樽市教育委員会として全市一斉にということでは、今のところアンケート等は考えてはいないのですけども、現在小樽市小中学校情報モラル対策委員会というのを昨年度から立ち上げておまして、その中には小中学校の生活指導委員長、教頭会、識者、それと小樽市 P T A 連合会の代表の方も入っていただいて、保護者の意見等も取り上げながらいろいろ取組を進めて、その中で情報交換をしながらそういうところについてもいろいろと意見交換をしているところでございます。

成田(祐)委員

ぜひ引き続きその取組について継続してやっていただきたいというふうに思います。

学校裏サイトチェッカーについて

関連して 1 点だけちょっと追加してお伺いしたいのですが、つい先日、学校裏サイトチェッカーというものが公表されて、日本各地の学校に裏サイトがあればそれが全部ピックアップされるというようなサイトなのですが、自分もその開設当初から見ていたのですが、朝里小学校と松ヶ枝中学校に関して裏サイトがあるというような報告が出されていたのです。ただ、そこを実際にアクセスしてみると、もう既に閉鎖されているというか、もう使い終わった後で、何も残っていないという状況になっているのですが、こういった裏サイトをつくることによっていろいろな情報だとかが出てくるので、そういったものを今までも把握していたかということと、今後それについてどのように活用していくかということについてお伺いします。

(教育) 指導室主幹

非公式の学校サイトだと思うのですが、いわゆる裏サイトの関係ですが、委員がおっしゃいましたサイトチェッカーという具体的なもので、今校名を挙げられた学校の裏サイトの内容については、承知しておりませんでした。それで、先ほども答弁しました委員会の中では、非常にたん能な者もおりますので、そういう中では定期的にそういうようなところで見たり、指導室としても全国 web カウンセリング協議会というのがございまして、そこに裏サイトを見つけ出すというのも入っておりますので、そこに登録して今後またそういうところでも閲覧して、見ていきたいというふうに思っております。

成田(祐)委員

特にこういったものができるとともに、逆に話を聞く分には、そういったものを公表せずに一部で、要はかぎをかけてしまって、その内部の中だけでやって、外部から一切見えないようにしてやっているというものもあるので、今、よくブログの炎上という話が出てきますけれども、だんだん気をつけて個人情報を出さなくなれば、そちらの見えないところでどんどん渦巻いてしまう部分があると思うので、ぜひその部分について、1 人でそれを調べてもなかなか出てこないと思うので、ぜひあらゆるところからの情報の蓄積というのをひとつ行っていただきたいと思うのですが、それについてお願いします。

(教育) 指導室主幹

今、委員のおっしゃったことを十分踏まえまして、先ほどの委員会とか校長会等、あと小樽市 P T A 連合会とも連携しながら、いろいろとやっていきたいというふうに考えております。

成田(祐)委員

グーグルストリートビューについて

次に、グーグルストリートビューについてお伺いします。

東京の町田市議会では規制を求める意見書が可決されたのですが、この中にもグーグルストリートビューを御存じない方もいらっしゃるかもしれないので、一応簡単に説明のほうだけさせていただきたいと思うのですが、実際に人が歩くのと同じような感じで画面が映るという、普通の地図だったら上から見て線が入っているだけという感じですが、小樽駅前に立てば、左を見たら三角市場があって、ホテルがあって、長崎屋があって、バスターミナルがある。これの画面がもう本当に実写でぐるっと360度見渡せるわけなのです。この市役所の前もちらっと360度見て、どなたか知っている方がいないかと思って探したのですけれども、そのような感じで建物なりなんなり、ほとんどのものがもう見えてしまう。北海道ではなぜか札幌市と小樽市が先行的に、なぜ小樽がこんな細かいところまで見られるのかというのが非常に気になったのです。何が問題かという、置いてあるものがすべて見えてしまうというのに問題があるのです。例えばポスターが張ってあったりだとか、玄関の前に自転車が置いてあるだとか、議員の看板のあるなしなどがわかるぐらいの精度の高いものなのです。一番心配なのは、要は置いてあるものによって犯罪が起きないかということが非常に今心配されているのです。自分の家のところもちょっと見てみたのですけれども、もうベランダにタイヤが置いてあるのとかがはっきりわかるのです。そういったもので、あらかじめ目星をつけてしまって、そういったような犯罪などに使われるなど、いろいろ心配な話が出てきているわけです。中には芸能人の方の家を全部チェックして一覧表にしてしまったものとか、高級外車をそうやって一覧表にしてしまっているとか、全然知らない人がそうやっているわけなので、非常に怖い部分があるのです。そういった部分についてちょっと先進的な話でお答えしづらいかと思うのですが、どのような見解でとらえているのか、お伺いします。

(総務) 総務課長

今、委員のほうから詳細な御説明があったのですが、全国12都市のうち小樽がやはり入ってしまっていて、今年の8月からサービスが始まっています。私も自分の家は確認してやはり詳細に見えております。

自治体の取組と申しますか、今、町田市議会のほうで賛成多数だったようですけれども、やはり意見書が可決されております。あと杉並区が8月と11月に会社に対してプライバシーへの配慮ですとか、削除の対応の申し入れ等、首都圏を中心に関西も含めて、そういうプライバシーのことが、今後強くなってくるかと思っています。

ただ、小樽市については、私の把握している部分ですけれども、小樽市に対する苦情とか要望についてはまだ1件も入っていないというのが現状です。対応ということなのですけれども、皆さんも含めて、まだあまり問題視はされていない部分でありますけれども、先ほどの町田市議会の意見書の中からちょっと引用させていただきますけれども、「見知らぬ土地への訪問や待ち合わせ等に有用との意見の一方で、生活空間である地域、民家の画像を無料で誰でも閲覧可能とすることに対するプライバシー上、防犯上の問題があるという声もある」ということで書いてあります。便利なものは悪用する者にとっても便利なのだというような言い方も出ております。ただ、前向きな活用例として、小樽商科大学の学生が起業されて、実は小樽のグルメ・観光情報サイトということで「小樽クーマップ」というのがありまして、そこはストリートビューを店のほうにリンクすると出てきまして、そういう面もありますので、小樽市の展開と申しますか、今後いろいろこれはやはり社会問題を含めて、その辺の議論ですとか、推移をちょっと詳細に見ていきたいというふうに考えております。

成田(祐) 委員

おっしゃったとおり、非常にいい部分と怖い部分と両方が共存しているものだと思います。グーグルストリートビューは、今後、何年かたつたらもっと発展して、もっと精度の高いものになってしまったり、何かしらそういったものも考えられるので、何がよくて何が悪いかということをごひ皆さんに、ここにいる関係理事者の方に一度興味を持っていただきたいと思ったのが、今回の質問の趣旨です。ぜひ一度御自宅で見られる方は見て、たしか手稲は見られなかったと思うのですけれども、見られる方と見られない方はいらっしゃいますけれども、その辺ぜひ一度見て関心を持っていただいて、使えるものは使える。でも、もしこういった部分が心配ではないかと思うことに

対しては、対策を少しでも考えていただくというか、少し知っていただきたいと思ったのが今回の質問です。

予算・決算説明書における管理経費の記載方法について

最後に、前回の決算特別委員会でちょっと聞き忘れたことが1点あったので、それについてお伺いしたかったのですが、予算説明書、決算説明書に書いてある管理経費、これはすべての部門にわたる話なのですが、管理経費が計上されているのですが、ここについて部署によっては光熱水費等が管理経費の中に入っているところもあれば、別に記載されているところもあるのです。今の御時世、非常に石油価格の上下が激しくて、1.5倍になったり、その部分をしっかり分けて出すのか、まとめてしまうのかを統一していただかないと、その表を見たときに判断しづらいというのが一つあったので、特に最近値下がり非常にすごくて、先週、苫小牧に行ってきたのですけれども、ガソリンがもう94円でした。そのぐらい下がってしまうと、やはり燃料費の部分での割合というのも下がるのかというような見方をしてしまうので、その辺について記述のほうをどのようにお考えなのか、お答え願います。

(財政) 財政課長

管理経費に正確な定義というのはないのですが、特定の事業目的ではない、いわゆるその組織を維持するための一般的な庶務的な経費、例えば消耗品費ですとか、施設の保険料ですとか、あるいは連絡調整のための旅費ですとか、委員が御指摘のとおり、燃料費とか、光熱水費が現在は大体主なものになっています。今回補正予算を出しましたけれども、例えば小学校の管理経費は当初予算では1億7,500万円でしたけれども、その内燃料費が1億5,800万円と大体そういうものが大きくなっています。中には、港湾総務費のように、管理経費のほかに燃料・光熱水費として1,300万円計上しているものもあります。これは何かというと、大体ほとんどが運河のガス灯の代金です。あるいは常備消防費では管理経費のほかに燃料費があり、これは消防車、救急車のための経費でありまして、そういうふうなくくり方をしています。このくくり方というのは決まったものはないのですけれども、限られた時間の中で限られたスペースの中で、いろいろ工夫をしながら作成したつもりですが、今委員が言われたとおり、燃料費等は今乱高下を続けている中で、貴重な資料になりますので、特に決算説明書などは工夫しながら、この燃料費とかにかかわらず、見やすいような記載に努めていきたいというふうに思っております。

成田(祐) 委員

特に管理経費のところ、それこそ小さい額であればそこまでたぐん言わないと思うのですが、やはり箇所によっては数百万円といったような大きい金額があって、その中での詳細がなかなかわかりづらいというものもあるので、そういった部分もしっかり明確にしていただければというふうに思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

委員長

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

産業港湾部長

去る12月8日の新谷議員の代表質問に対する答弁に誤りがございましたので、この場をおかりし、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきます。

新谷議員から金融・経済危機問題に関して、市内の金融機関の預貸率と預証率についての御質問があり、北洋銀行の預貸率を77.63パーセント、預証率を20.67パーセントとお答えしましたが、正しくは預貸率は72.55パーセント、預証率は31.41パーセントでありました。本件につきましては、本日の委員会終了後に議長に訂正を申し出たいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長

それでは、共産党の質疑に移します。

北野委員

産業港湾部長の訂正発言について

今の発言にかかわって若干話をいたします。

預貸率、預証率についての間違いがあったということなのですが、ほかの四つの普通銀行や信用金庫は二つの率について間違いなく答えている。指定金融機関である北洋銀行だけが預貸率を5パーセントも高く見積もり、預証率は10パーセント近くも低く見積もっている。だから、原課からきちんとした数字が出たにもかかわらず、指定金融機関を守るために市長と副市長が相はかって、わざと違えたのではないかという疑いもあるのですが、いかがですか。

副市長

ただいまの御質問でございますけれども、今回の代表質問がございまして、原課のほうで市内の金融機関の預貸率、預証率について調べさせまして、北洋銀行については持ち株会社の札幌北洋ホールディングスを調べたようございまして、その際に記載してありました札幌銀行の数字を北洋銀行の数字と誤って把握をして、それで答弁をさせていただいたものでございまして、特別の意図を持って答弁をしたわけではございませんので、その点は御理解をいただきたいと存じます。いずれにいたしましても、このようなことが起こったことについては、今後十分注意を払ってまいりたいというふうに思っております。

北野委員

そういう疑いを持たれるような間違いは今後しないようにしていただきたいとお願いしておきます。

各銀行のディスクロージャーの利用について

それでは、通告してあります金融問題での質問をさせていただきます。

市内の業者は年末を迎えて、資金繰りがいつもの年よりも大変だということは御承知のとおりであります。

そこで、各銀行に対して、情報公開を義務づけていると思うのですが、この情報公開されているディスクロージャー資料で、小樽市として参考にしていることがあれば、説明をしてください。

(産業港湾)産業振興課長

各行につきましては、ディスクロージャーということで、私どももホームページ上のサイトでそれぞれの金融機関の情報というものを知ることができるのですけれども、私どもが参考にしているデータというものは、市と金融機関との協調融資の窓口もやっておりますので、質問の中にもございました預貸率に関係する各行の預金あるいは貸出額、それから預証率にかかわる有価証券の保有割合、あわせてやはり銀行の経営状態の健全性といいますが、そういったようなものを表す指標として、自己資本比率もございまして、また昨今ではリーマン不況以来、株安になっておりますので、有価証券の損失割合といいますが、そういったようなものも参考にさせていただいております。

北野委員

平成19年版小樽市統計書の56ページ、57ページに、小樽で営業する普通銀行と信用金庫の預金及び貸出金についての資料が銀行協会提供で載っています。

そこで伺いますが、これらの銀行や金融機関の預貸率の推移についてまず報告をしてください。

また、この資料では、普通銀行と信用金庫で別々になっていますから、これらを合わせた合計で預貸率の推移はどうなっているか、この2点についてお答えください。

(産業港湾)産業振興課長

小樽市統計書によりますと、預貸率そのものは出ておりませんが、預金額と貸出金が普通銀行と信用金庫ごとに出されております。普通銀行の預貸率でございますけれども、それぞれの貸出金と預金を基に算出いたしますと、平成15年が58.08、16年が55.41、17年が54.93、18年が55.49、19年が55.98というふうに推移しております。

次に、信用金庫でございますけれども、平成15年の預貸率が54.21、16年が55.82、17年が57.2、18年が54.48、19年が50.58というふうに推移してございます。

それから、普通銀行と信用金庫を合わせました市内の金融機関の全体の預貸率につきましては、平成15年が56.87、16年が55.54、17年が55.67、18年が55.17、19年が54.25というふうに推移しております。

北野委員

そこで、この統計書の掲載は先ほど言ったように銀行協会から提供されているもので、小樽で営業している普通銀行、それから信用金庫の店舗数、全部の預貸率の合計で、それぞれの銀行、金融機関ごとの預貸率は表されていないのです。本店のほうはディスクロージャーで公開が義務づけられていますから、同じ法の精神から言えば、自主的に小樽で営業している各銀行、信用金庫が預貸率の動向がどうなっているかということをはっきりさせるのは、私は何でもない話だと思うのです。そういう点で、小樽市としてこの私の質問の趣旨で言う各銀行、信用金庫ごとの預貸率についてどう把握されておりますか。

(産業港湾)産業振興課長

市内の各行につきましては、先ほど申し上げた預貸率につきましては、全体のものということなのですが、各行にこの預貸率を出すための預金額、それから貸出額、そういったものをお尋ねしまして、私どもにお教えいただくようお願いをいたしました。このたびは私どもの話につきましては、各行に御理解をいただけなかったということで、この場では答弁をすることができません。

北野委員

市内の各銀行は情報公開を断ったということですね、おかしな話です。

それでは、金融商品取引法や会社法でディスクロージャーで公開を義務づけた目的は何ですか。

(産業港湾)産業振興課長

金融機関の役割といたしましては、お金を貸し出すということの目的のほかに、やはり預金者保護ということもございまして、そういった観点からディスクロージャーが行われているのだというふうに判断しております。

北野委員

法律ではもっと厳密に言っていますから、それは課長も承知の上だと思うのですが、とりわけアメリカ発の金融危機になって以降、これは大口預金者の心境だと思うのですが、自分が預金している銀行がアメリカのいいかげんな証券化商品を買って込んで、そして損をする。自分の預金は果たして大丈夫かという心配もあるのです。だから、とりわけ今の時期、金融商品取引法や会社法で情報公開を義務づけているという精神が各支店まで徹底して地域の預金者あるいは取引業者、そういう方々の不安を取り除くということで、努力をしなければならないと思うのです。言われても出さないというのは、法の精神に反する姿勢ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

産業港湾部長

今、産業振興課長も答弁をしましたが、銀行本体としては当然のようにそういうふうに情報開示をしているわけでございますけれども、個々末端に行きますと、さまざまな事情があるのかもしれない。その辺のことについてまでは私どもにはお教え願えなかったわけでございますけれども、引き続きそういうことが可能なかどうかは、今後もまた要請はしてみたいというふうに思います。

北野委員

部長は銀行、信用金庫をかばう立場から、さまざまな理由があったと思われるという御答弁をなさっていると思うのですが、私の言っているのは、地元の企業の情報を公開しろというのは、預貸率しか出ないのですから、有価証券等は本店で扱っているわけですから、預貸率は出ないです。だから、預貸率、自分らが預けたお金に対してどれぐらい貸出しをしているのかということぐらいは明らかにしたって何の差しさもないのではないですか。情報公開をしないというのは、大変おかしいと思うのです。これは今課長が御答弁されましたように、

普通銀行にしても信用金庫にしても、また両方合わせた合計にしても、三位一体改革の始まる前年の平成15年末の預貸率と比べて、いずれも減らしているのです。これは一体何を意味するかということをお皆さんは考えると思うのです。

その一方で、金融庁が発表している資料を見ますと、地方銀行と第二地方銀行がありますけれども、ともに預貸率は大幅に減らしている。反面、同じ期間に預証率は、地方銀行も第二地方銀行も大幅に増やしているのです。その合計、紙くず同然になるかもしれない証券の保有額は、預金を取り扱っている金融機関の商品の額ですが、23兆5,000億円を超えているのです。そして、本年6月の時点で、既に損金で1兆5,000億円を処理しているのです。極端に言えば、このままいったら23兆円が全部紙くず同然になるかも知れないのです、市場が開かれていないわけですから。だから、そういう不安があるから、せめて預証率は別にしても、預貸率で地元企業を守るというのであれば、各行が競って我が社は集めていただいた、預けていただいたお金からこれだけ地元企業に貸し出ししてありますということのみずから宣伝して、信用を厚くするという方向で行くのが本来の金融機関、銀行のあり方ではないかというふうに思うのです。だから、産業港湾部の姿勢というのか、今日は市長がいないから、山田副市長の姿勢というのは、どうも金融機関に対して物を言わない、苦言を呈しない。一体地元企業を守る気があるのかと思われるのですが、この厳しい指摘に対する御見解を伺いたい。

産業港湾部長

ただいまの件でございますけれども、この時期だけではなくて、私どもは先般10月にも市の制度融資の内容の改定にかかわる話合いの機会を設けました。その際に、地元の金融機関の重立った方々においでをいただいて、その中で私どものほうから、年末を迎えての資金の融通についてできる限り御協力をお願いしたい。あるいはまた、先般11月の上旬だったと思いますけれども、商工会議所が主催いたします金融懇談会というのがございまして、これには市内各行と信金の代表の方においでをいただいて、私や北海道の方も参加いたしまして、その中でも同じような、いわゆる年末資金の手当等について十分な配慮、また相談に十分応じるよう、できるだけお願いをしたいというようなことは私どものほうからも要請し、あるいはまた会議所の幹部の方々からも要請をしておりますので、決して私どもとしては甘いとか何かということではなくて、すべきことはしているという立場でいるというふうに考えております。

北野委員

そういう姿勢をさらに進めて、見えるようにしていただきたいということを要望しておきます。

私はここで銀行や信用金庫の融資問題を質問するのは、最近の銀行のモラルハザードを正すためだということです。御承知のように、本来金融機関は、預金者から集めたお金を地元企業に貸し出して企業を育成し、ひいては消費者ニーズにこたえるためだ。これが結局回り回って日本経済を活性化し、景気を立て直す、そういう大道だと、欠かせない問題だという問題意識です。

ところが、最近、長期にわたる低金利、それから不景気も長く続いていますから、各銀行等も資金がだぶついて、幾ら低金利でも利息を支払うわけですから、銀行として貸出先をきちんと選んで金利をもらわなければ、もうけの源泉にならないわけです。当然こういう低金利の下で、しかも不況だから、貸し出すことにかつてよりも物すごく審査その他で苦勞されていると思うのです。私は金融機関の方も何人が知っていますから、そういう苦勞が大変胃の痛くなるような思いをして審査をしているということも伺っていますから、そういう苦勞があることは十分承知の上です。

しかし、だからといって、本来の業務から離れてハイリターンを求めてハイリスクの可能性が非常に高い証券化商品を買って大損をするというふうになったら、これは一体本来の銀行業務なのかというふうになるのです。だから、先ほど指摘したように、物すごい勢いでいいかげんな債券を買って23兆円もの金額に上っている。預貸率は下がり、預証率は上がるというようなことです。こういうのは結局6月の時点の調査ですから、リーマンブ

ラザーズが破たんしたのはたしか本年9月ですから。そうすると、それ以降、もっとこの傾向は強まって、いわゆるハイリスクを生んでいるというふうに思うのです。だから、私は預貸率が下がるというのは、結局こういう銀行の全体としての流れから、損金が出て、資金がショートする。だから、貸し渋り、貸しはがしが横行しているのではないか。これが今日の重大問題だと思うのです。こういう金融のあり方を本来の姿に戻すことが、小樽の地元企業の経営、差し迫っては年末の融資にやはり大きな影響を与えていくというふうに思うのです。

こういう立場から私は、銀行が本来のあり方で利益を追求するという点で、以前よりも相当苦勞がある、苦勞をするということは承知の上ですけれども、そこはやはり銀行本来の社会的使命を考えて、地元企業にいかにお金を貸すかと、企業を育てるかという立場で小樽市としても各銀行、信用金庫等に協力をお願いするというところでやっていただきたいと、そういう思いから質問をしているわけです。

緊急保証制度について

まず、本会議の新谷議員への御答弁で、国の緊急保証制度、いわゆるセーフティネット保証、小樽市が認定したにもかかわらず、銀行や信用金庫が融資を断ったケースが何件あるか、承知しているとすれば、銀行名、金融機関名をお答えください。

(産業港湾)産業振興課長

私ども中小企業信用法に基づきまして、特定中小企業者ということで、所定の要件に基づきまして、地元の中小企業者を緊急保証制度ということで認定をしておりますけれども、私どもが認定をこれまで行ってきたケースで、金融機関から融資を受けられなかったというケースについては1件把握をいたしております。

金融機関についてということでもございましたけれども、なかなかこの1件のケースが貸し渋りであるのかどうかということの判断をすることも難しいというふうに考えておりまして、金融機関名を明らかにすることにつきましては、差し控えさせていただきたいと思っております。

北野委員

それでは、私のほうから具体的に伺います。

これは、融資を申し込んで断られた業者の方の御了解をいただいております。仮にW氏ということで質問をさせていただきますが、実は昨日の参議院財務金融委員会で国の緊急融資制度について、北陸銀行小樽支店のW氏への融資の対応について問題にされて、金融庁と中川大臣が答弁されています。これはインターネットで私も先ほど2度ほど見たし、テープにとって再度聞きました。

そこで伺いますけれども、まず緊急融資制度について保証協会が保証するに当たって、商工ローンとかノンバンクから借り入れているのを理由にして断るというケースが出ています。この制度はたしか10月何日から発足しているはずですから、それ以降そういうケースが増えて問題だということになっているので、これを金融庁にただしたところ、国会での答弁は商工ローンとかノンバンクの問題があっても、実態に即して検討するということを言っているのです。そして、多重債務の場合は別ですから、それは保証協会が別な人、あるいは機関を紹介して、多重債務の整理をあっせんしているということなのです。だから、商工ローンとかノンバンクから一時的に借りるということなど、今相当やられていることなのです。それを理由にこのセーフティネットの保証を適用しないというのはおかしいということで、今、国会で問題になったのです。これに対して、金融庁でどういう対応をしているか、承知しておりますか。

(産業港湾)産業振興課長

金融機関に対する金融庁の対応でございますけれども、まず、本年8月に金融庁のほうから、いわゆる検査に対する方針というのが出されておりました。仮にこの中小企業者が赤字超過あるいは債務超過であった場合にしても、やはりその中小企業者の特性に十分配慮をしながら融資をしていくという点について検査の際、注目をしていくのだという方針が一度示されております。たしか先月だったかと思っておりますけれども、改めてやはり金融庁のほうで貸し

渋りの防止という観点から、中小企業への監視体制を強化していくというようなことが明らかにされております。例えば具体的に申し上げますと、仮に融資を断ったケースなどがあった場合については、その断った理由が妥当なのかどうかというようなことまで金融庁のほうではチェックするというところでございまして、8月に一度金融機関に対する検査方針が示された後、年末に近い11月にも、こういった形で金融機関に対する検査項目というのが確認されているところでございます。

北野委員

今、課長がお答えになりましたけれども、結局今の問題で、改めて金融庁は、緊急保証制度の運用については商工ローン、ノンバンクからの借入れの有無といった形式上の事象のみでなく、中小企業の経営実態、特性を十分踏まえて対応、判断していただきたい。保証協会のトップにも、あるいは文書でも徹底している。さらに、セーフティネット保証は中小企業、小規模企業の金融の円滑化に有効に活用されるよう対応すること。中小企業、小規模企業の金融の円滑な対応は、民間金融機関の最も重要な役割だと。これは金融庁のいわゆる金融機関を監督する局長の答弁です、最高責任者の。こういう指導方針を受けて、小樽の北海道信用保証協会はW氏のセーフティネット保証を100パーセント保証したのです。小樽市も認定したのです。だから、小樽市のこの認定について間違った認定だったというふうにはなりませんから、間違っていないと言いきれますね。

(産業港湾)産業振興課長

私どものほうにその認定を申し込まれた場合につきまして、確認項目というのが幾つかございます。まず、指定業種であるかどうかという確認をさせていただいております。順次拡大されてきておりまして、12月10日現在で698業種まで拡大されておりますけれども、まずお申し込みされた事業者がこの698業種に該当するかどうかという点が一つ目でございます。それから、対象になる要件がございまして、3か月間の平均売上が前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者であるかどうか、あるいは最近3か月間の売上総利益率又は平均営業利益率、こういったものが前年同期比マイナス3パーセント以上の中小企業者であるかどうか、あるいは価格転嫁が十分進んでいない中小企業者であるかどうか、このいずれかに該当する場合については、私どもとしましては、特定中小企業者ということで認定をするわけですが、いずれにいたしましても、この認定に当たりましては、十分拳証書類なども私どものほうで確認をしながら対応させていただいておりますので、誤りはないのではないかとこのように考えております。

北野委員

だから、今度の北陸銀行に申し込んだW氏は500万円申し込んだと。最初、大変いい制度があるので、これは命綱だということで北陸銀行の窓口に行ったら対象になるということで、その足で保証協会へ行って話をして保証をもらう。そして、小樽市の認定ももちろんいただいて、再び北陸銀行へ行ったら、ノンバンクから借入れあるからだめだ。しかし、ノンバンクから借入れがあるということは、セーフティネット保証の適用条件にはなっていないのです。借りていてもいいのです、簡単に言えば。だから、おかしいということで小樽の財務局の窓口まで行くと、国会にも訴えると、金融庁の大臣へのいわゆる目安箱にもメールで送っている。中川大臣はそのメールを見たというふうには言っていました。そして、熱心にもう命がかかっていますから、当然何回も窓口に行く。そんなに来るのは営業妨害だとまで言いかけたのです、融資課長という方は。それで、そのことも目安箱で訴えたら、中川大臣は、銀行の窓口に来られることを営業妨害だというのは論外な話だということです。それは銀行員としてあるまじき話だということまで言っているのです。その後日談がありまして、市のほうは承知していないかも知れないけれども、昨日国会で名指しで言われたものだし、財務局の小樽の窓口から北陸銀行の本店にまで電話が行ったそうですから、変化が現れたと。今日、W氏が北陸銀行から呼ばれまして、行ったら、貸してくれない方針は変わらないのですが、今度はノンバンクへ返済できないだろうということで断った。しかし、これもノンバンクのうんぬんと同様、保証要件にはないのです。だから、北陸銀行小樽支店は、国の緊急保証制度、セーフティネット保証のその要件につい

て承知していないのではないかとと思われるのです。もし承知しているとすれば、そこまで条件が整って保証協会が 100パーセント保証ですから、仮にW氏がこけても、後で保証協会から代位弁済して、北陸銀行が500万円を融資したとしても全額損しないのです。そして小樽市も認定して、認定が間違いないと言っているのに、なぜ貸さないのだと。そういうことをわかってやっていたら、これは確信犯ですから、そこまでやるからには根拠があると思うのです。だから、私は資金ショートか何かで本店から金を確保しろと言われていたから貸さないのか、何か理由があると思うのです。要件を満たしているにもかかわらず、保証協会の保証がついているにもかかわらず、貸さないなんて、こんなことは考えられないのです。だから、私はこの問題については国会でも議論になって金融庁の2人の局長もきちんとした見解を述べているにもかかわらず、現在まで北陸銀行小樽支店はW氏に融資をしないという態度を変えていない。しかも、理由が昨日融資課長が言ったノンバンクからの借入れというのは一言も言わないで、今度は返せないだろうと。そんなことはわからないです、やってみないと。だから、要件にもない理由をつけて断るとするのは、国の融資制度そのものの根幹をゆがめることになると思うのです。私のそういう認識は間違いですか、お答えください。

産業港湾部長

融資条件等詳細について私どもはもちろん承知しているわけではありませんけれども、今、委員のお話のような形の中で融資が実行されていないということであれば、どうして起きているのかということは私どものほうで聞いてみたいと思います。

北野委員

しかも、保証協会が代位弁済する財源は何をもって財源にしていますか。

今年度の予算にはのっていないけれども、北海道をはじめ、各自治体が何年間に1回出えん金という形で出して、そして代位弁済する財源にしているのです。それが足りなくなれば、また北海道の呼びかけ、保証協会の呼びかけで、それぞれの比率に応じて出えん金を出している。小樽市は昭和24年のこの制度発足以来、2,050万円の出えん金を出しているのです。だから、小樽市はそういう財源を出しているのですから、そういう立場からいっても、保証協会が保証し小樽市が認定しても貸さないという銀行に対して、これはおかしいと、地元企業を守る立場からおかしいではないですかと意見を述べることは十分根拠のあることなのです。何も損をしないのに、何でこんなことをやるのかと、私は不思議でしょうがないのです。き然とした態度をとっていただきたいというふうに思うのですが、先ほど来のお話ではちょっとわかりません。もう一度お答えください。

産業港湾部長

我々に融資機関に対して企業へ融資せよとかという強制力がないのはもちろん御承知だと思いますし、指導力という意味でも自治体として持っているわけではないのです。ただ、いろいろな形で我々は中小企業を守る、あるいは制度融資だとかということの中で、地元の金融機関とは密接な関係を続けて今日まで来ているわけでございますし、そういった中でこれまでもいろいろ相談をしながらやってきております。今回のことについても、出えん金という形でももちろん保証協会に対して小樽市としてはそういう形では寄与しているわけでございますし、直接それが金融機関に対して物を申せるかどうかということは、私としてはちょっとつながることではないのかと思う部分もありますけれども、いずれにしてもそういった状況でお困りの方が実際にいらっしゃったということから、改めて内容を聞いてみたいというふうに思います。

北野委員

その場合に、私は最初に言ったように、銀行や金融機関の融資マニュアルを無視して申し込んだ人に、ただやみくもに貸せということは言っていないのです、限定をしているのですから。今回のセーフティネット保証に関して要件を満たし、小樽市も認定している。保証協会も保証していると、保証つきだと。こういうケースの場合に貸さないのはおかしいから、これはいかなるものですかと申し入れたり話をするとすることは可能でしょう。融資を申

し込んだ全部を融資しなさいということを書えと私は言っていないのです。国の制度が国会の答弁や何かでも要件をきちんと満たしているのに、なぜ貸し出さないのかという疑問があるし、要件を満たしているのであれば、小樽市だってこれは対象になりますというふうに言っているのです。だから、この件に関してはやはり金融機関に国の制度をきちんと守らせることが地元企業を守ることにもなるわけですから、そういう最小限のことを申し上げているのです。銀行の自主的な融資のマニュアルを無視してやみくもに認めろなんていうことを私は要求していませんから、その点は誤解しないできちんとお話ししていただきたい。何よりも小樽の中小企業や何かは、これは市民税課長がよくわかると思うけれども、法人税割を払っていない企業のほうが圧倒的でしょう。だから、そういう中で今、従業員やその家族が年の瀬を越すのに命綱だと言って政府も出したこの緊急の融資制度を適用しないということになったら、これは大変なことなのです。銀行がそれを否定することになるわけですから。だから、このことを先ほど来紹介した二つの理由は北陸銀行小樽支店の対応というのは、要件にはなっていないわけなのですから、その辺はよくお話し合いをしていただきたいということを強く申し入れますが、改めて御見解をお伺いしたいと思います。

産業港湾部長

繰り返しになりますけれども、その要件が仮に整っていたとしても、今回実現していないというには、やはり金融機関側の理由もあるのだと思います。ですから、その辺は我々としてまだよく承知しておりませんから、内容を聞いてお願いをするということはしてみたいと思います。

北野委員

私はそういう姿勢はおかしいと思って、先ほどから言っているのです。世間で保証協会と銀行、金融機関の間についてどういう話し合いがなっているかは、部長も承知しているでしょう。保証協会は独立した機関なのだから、この人が融資の対象になるといえば保証をするわけです。その場合に、銀行と相談をしているかもわかりません。銀行がだめだと言えば保証しない。だから、保証協会が銀行の言いなりでないかという話も出ているくらいなのです。保証協会にとっては不名誉な話です。だから、そういうことがないように今回の場合、保証協会が保証したのだったら、きちんと融資するというふうになれば、そういううわさが消えるわけだから、関係機関にとっても名誉な話だと思うのです。だから、その保証協会が保証しても銀行がだめだと言ったら貸さないということが横行すれば、結局、保証協会が事前に金融機関、銀行に相談してだめだと言えば、保証しないということがまん延することになるでしょう。それでは保証協会の意味がないし、小樽市が貴重な財政の中から出えん金を出している意味もなくなるのです。そういうことも含めて考えていただきたいということで、私はくどいようですが、申し上げているし、最小限のことだというふうに考えていますから、これはぜひきちんとした対応をして、後で報告をしていただきたいというふうに思います。

セーフティネットの認定申請について

次に、全国的にもう起こっているようですが、このセーフティネット保証を悪用して、銀行が言ってみれば、企業から白紙委任状を取りつけて何社分もセーフティネットを保証すると、適用させるように自治体の窓口に行くということが起こっている。そして、適用されたら、過去のプロパーの返済分を全部相殺したり大幅に返済させている。こういうことも国会で問題になって、それはセーフティネット保証の取り違えだということを国会でも金融庁が答えているのです。これはもう銀行、金融機関のモラルハザードです。こういうことは小樽ではないでしょうね。

(産業港湾)産業振興課長

代表質問で答弁をさせていただいたときには、私どものほうで認定した件数というのは66件でございます。その後12月10日現在でさらに16件増えまして、今、認定数が82件ということになってございますけれども、現在までのところ、このセーフティネットを活用して過去の融資分の返済を求められたというケースについては、私どものほうにはお話としてはまだ伺っていないところです。

北野委員

小樽市のほうに報告するという業者はいないと思います。だから、過去の分を払えと、適用して融資された分がいくらかを差引くと。それはもう借りる側は願う側だから、銀行側、信金から言われれば、そうなんですというふうになってしまうのです。だから、市のほうが承知するようにはならないと思うのです。だから、そのことも含めて、追跡をする場合に気を使っていたきたい。

小樽市の産業港湾部の窓口でセーフティネットの認定をする際、業者本人ではなくて、銀行の人が来ているということはないでしょうね。

（産業港湾）産業振興課長

このセーフティネットの認定申請の関係でございますけれども、私どものほうに認定の申請に持ち込まれているケース、中小企業の方がお持ちになるケースもございますし、金融機関がお持ちになっているケースもございますけれども、数としてはやはり金融機関がお持ちになっているケースのほうが多いというふうに感じております。

北野委員

そうしたら、先ほど私が言ったように、金融機関主導で業者に白紙委任状を取りつけて、そして銀行がかわって申請をして適用したら差引くということがやられているのではないかという可能性があるのです。これが全国的に物すごい問題になっているのです。銀行が書類を持ってきたところを調べてみてください。こういうようなことを中川大臣は悪用だと言っているのだから、あるまじきことだと。そういうような可能性があるかどうかはわかりませんが、全国的に出ているから、小樽で金融機関の持込みのほうが多いというのだから、そういう可能性はないかどうかを調べて、地元企業を守るといふようになるのが大事なことでないかと思うのです。名誉にかかわりますから断定はしていません。しかし、全国的に問題になって、各党にもおかしいということで訴えが行って、国会で問題になるくらいになっているのですから、全国的に。小樽でも聞いたら、業者が来ないで金融機関が申込みに来ているほうが多いというのでしょうか。82件のうち金融機関は何件持ち込んでいるのですか。

（産業港湾）産業振興課長

申し訳ございませんが、ただいま書類等を持ち合わせておりませんので、詳しい数字は今ここで申し上げることはできません。

北野委員

終わりにしたいと思うのですが、全国的にこの制度を悪用するようなことはやめるべきだという、金融庁の態度も示されていますから、ぜひ今申し上げた心配が事実であればただして、地元企業が年を越し、そこに働く従業員や家族が安心して新年を迎えられるように、小樽市として頑張っていたきたい。

聞くところによれば、今月の26日で御用納めですけれども、この問題に関しては窓口を開くということですが、銀行があいている間、この窓口は開いていただけるのですね。

産業港湾部長

まず、今回の長期間の休みとの関係で、庁内的に私どものほうからきちんとした話をしてございませんので、今、保証協会、あるいは各金融機関が30日までは開きますから、この緊急保証制度が我々の認定がいつの時点までできれば、認定書を交付できれば30日までのそういった融資が実行可能なかどうか、ここ二、三日中に金融機関の方に呼びかけをして集まっていたいて、制度融資の新利率の改定の関係もございまして、それとあわせて今の関係についても御相談して、できるだけ実態に沿うような形でやってまいりたいと思います。庁舎管理の問題もありますので、それは総務部とある程度決まりましてから、相談しようと思っておりましたけれども、そういう考え方であります。

北野委員

最後ですが、そうであれば、閉庁後も大変でしょうけれども、窓口を開いて小樽市が中小業者、地元業者のため

に最後まで頑張ったということが評価できるように、御努力願いたいということを強く要望して終わります。

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。